

令和5年（2023年）11月14日（火曜日）

第 5 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第5号

令和5年(2023年)11月14日(火曜日)

出席委員

委員長

清水拓也君

副委員長

小泉真志君

今津寛史君

角田一君

寺島信寿君

瀧上綾子君

滝口直人君

林祐作君

佐藤禎洋君

中川浩利君

赤根広介君

梶谷大志君

松浦宗信君

交通政策局長 千葉 繁君

航空港湾局長 前川 晃輝君

デジタル化推進
担当局長 西本 佳史君科学技術振興
担当局長 吉田 健二君

物流担当局長 白戸 則幸君

総務課長 蓮見 光志君

計画推進課長 佐々木 敏君

デジタルトランスフォーメーション
推進課長 漆崎 卓哉君地域デジタル
担当課長 榎波 潤記君

情報政策課長 笠井 浩君

科学技術振興課長
兼産学官連携室長 西海 健君

移住交流担当課長 尾崎 匡君

交通企画課長 菅野 圭二君

地域交通担当課長 齋藤 冬樹君

物流企画担当課長 椋平 剛史君

航空課長 嶋田 貴洋君

空港戦略担当課長 丹野 正樹君

出席説明員

総合政策部長 三橋 剛君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口 伸生君総合政策部
地域振興監 菅原 裕之君総合政策部
交通企画監 宇野 稔弘君

計画局長 笠井 敦史君

次世代社会戦略局長 上原 和信君

地域創生局長 大野 哲弘君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 山本 倫彦君

総務部職員監 谷内 浩史君

総務部危機管理監 古岡 昇君

総務部次長
兼行政局長 黒澤 政之君

財産担当局長 清水 章弘君

人事局長 飯田 滋君

財政局長 木村 敏康君

教育・法人局長	成田正行君	税務対策担当課長	佐々木恒司君
危機対策局長	吉川政英君	学事課長	佐藤敏尚君
海溝型地震対策担当局長	北山雄彦君	防災教育担当課長	山崎正人君
原子力安全対策担当局長	村松卓己君	海溝型地震対策室長	平野宏和君
総務課長	高見里佳君	原子力安全対策課長	稲場勝敏君
財産課長	平田健男君		
管理運用担当課長	白幡博久君	議会事務局職員出席者	
改革推進課長	木村重成君	議事課主幹	加藤隆行君
人事課長	古田生介君	議事課主査	大西健君
給与サービス担当課長	菅井信宏君	同	中澤正和君
職員厚生課長	玉川法之君	同	斉藤晃俊君
財政課長	松林直邦君	同	藤田知樹君
資金担当課長	高畠研人君	同	中川典彦君
税務課長	赤坂誠司君	同	吉本麻美君
		同	井端卓君

午前 10 時 開議

○小泉真志副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔大西主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

角田 一 委員

赤根 広 介 委員

であります。

○小泉真志副委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○小泉真志副委員長 11月13日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

角田一さん。

○角田一委員 おはようございます。

まず、北海道 Society 5.0の推進について、その施策の展開のベースとなる事項、大きくという意味よりも、まず、基礎的な事項の進捗状況について質問いたします。

まず、携帯電話不感地帯の解消について、移動通信用鉄塔施設の整備を進めているということですが、当該決算年度においても、知床遊覧船沈没事故で携帯電話不感地域の問題があ

ったのは記憶に新しいところです。

これまでの不感地域の解消状況とともに、解消地域の選定の優先度の考え方についてお答え願います。

○小泉真志副委員長 地域デジタル担当課長榎波潤記さん。

○榎波地域デジタル担当課長 携帯電話の不感地域の解消についてであります。携帯電話のサービスエリアについては、民間事業者による整備を基本として進められており、居住地域においてはほぼ不感地域が解消されているものの、非居住地域においては、採算性などの問題から整備が進んでいないエリアもあり、直近の調査によると、道内では、国道で16路線37か所、道道で223路線263か所において不感地域があるところです。

このため、道では、不感地域の解消に向けて、市町村が国の補助制度を活用して携帯電話基地局の整備を進める際に、道も一定の負担をするなど支援を行うとともに、市町村に対し、毎年度、要望調査を行い、その結果を基に、国と連携しながら、携帯事業者などに対し、地域の実情や意見を伝え、基地局整備を進めるよう働きかけを行ってきたところでございます。

○角田一委員 不感地域の解消につきましては、これは、道道での事故対策だけではなくて、実際に多くの建設DXも含めた形でのICTの活用においても、そのベースとなるものであります。さらには、泊原発の安全対策の中での避難道として設置されている道道でも不感地域があります。やはり、人口をベースとして考えると民間事業者はなかなか動かない中で、道として、ある程度それを促すような取組、あるいは補助制度等々を考察していただきたいという意見を付しまして、2点目の電子自治体共同システムのほうに移らせていただきます。

北海道電子自治体プラットフォーム構想、いわゆるHARP構想による共同アウトソーシングの推進及び市町村の電子自治体化支援について、北海道電子自治体共同システムの参加自治体の現在数と参加を促すための北海道の取組についてお聞かせ願います。

さらには、参加自治体数の伸び悩みが見受けられるようですが、行政手続の電子化に向けて、課題をどのように捉え、どのような施策展開を考えているのか、お伺いいたします。

○榎波地域デジタル担当課長 行政手続の電子化などについてであります。道では、効率的、効果的な電子自治体の取組を推進するため、平成15年から、電子申請システムなど市町村と共同で北海道電子自治体共同システムを構築し、住民サービスの向上や共同化のメリットを伝えながら市町村の参加を募るとともに、ニーズを踏まえて機能の充実などを図りながら運用しており、近年は、おおむね120自治体の参加で推移しているところでございます。

こうした中、平成29年度から、国のマイナポータルにおいても電子申請サービスが開始されるとともに、令和元年度には、デジタル行政推進法が制定され、自治体における行政手続のオンライン化が努力義務とされたことから、現在、道内のほとんどの市町村において、これらのサービスを活用したオンライン化が進められており、その対象となる事務の広がりも見られる一方で、ノウハウ不足などにより取組が進まない市町村もあるところでございます。

このため、道としては、引き続き、アドバイザーによる助言や、毎年、14振興局で開催してお

【第1分科会 11月14日 第5号】

ります地域情報化推進会議での情報提供を行うとともに、国の交付金などの支援制度の活用を促し、行政手続のオンライン化の取組がさらに広がるよう市町村の取組を支援してまいります。

○角田一委員 ありがとうございます。

この項につきましては、これからも粛々と進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

北海道型ワーケーションの普及促進についてお尋ねいたします。

先日も新聞では、本腰を入れる旨、記載がありましたが、令和4年度の決算ということで改めて内容を確認させていただきたいと思います。

道においては、令和元年度より、北海道型ワーケーションの推進に向け、道内市町村や関係企業と連携し、委託事業も活用しながら取り組んでいるものと承知しております。

本年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行により、企業の事業環境にも変化が生じてきており、状況の変化に対応して、より効果的な事業執行が求められると認識しております。

以下、数点、北海道型ワーケーションの取組について伺います。

まず、委託事業の実績等についてお尋ねいたします。

道が直接実施する事業、これは、部局が直接、企業等々に働きかけるという意味ではありますが、それと、委託事業において北海道型ワーケーションを推進しておりますが、委託事業による成果がどの程度であるか不明確であり、その成果を判断することができないでおります。

委託事業の結果、どのような成果が生まれたのか、明らかにすべきと考えますが、これまでの委託事業の実績についてまずお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 移住交流担当課長尾崎匡さん。

○尾崎移住交流担当課長 委託事業の実績等についてでございますが、令和4年度の委託事業におきましては、北海道型ワーケーションのポータルサイトの制作及びワンストップ窓口の開設に加え、市町村の受入れ体制の強化に向け、道内市町村や関係団体を対象とした国内の先進事例などワーケーション誘致に関する講演のほか、滞在プランの造成に向けた勉強会や地域でのワーケーションを体験するイベントの実施などを行ったところでございます。

あわせて、首都圏におけるワーケーションの誘致も実施しているところでございますが、その中で22件のマッチングが成立し、111名が道内の市町村でワーケーションを実施したところでございます。

○角田一委員 市町村の連携についてお伺いいたします。

ポータルサイト掲載以外の市町村においても、ワーケーションを推進している市町村はあります。その意味では、オール北海道での取組とはなっていないのではないかとお考えですが、市町村との連携をどのように進め、どのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○尾崎移住交流担当課長 市町村との連携についてでございますが、北海道型ワーケーションの推進に向けましては、豊かな自然や食など、それぞれの地域の魅力を生かした取組が重要であることから、現時点で122の市町村との共同により、ワーケーションの誘致促進に向けた各種プロ

モーションの実施や受入れ体制の強化、企業への働きかけなどに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、様々な機会を捉えて、北海道型ワーケーションの目的や取組内容などについて、未参加の市町村に対しまして丁寧の説明し、参画を呼びかけるなど、道内市町村との連携強化に取り組み、関係企業や団体等も含めて、オール北海道として北海道型ワーケーションを推進していくことができるよう取り組んでまいります。

○角田一委員 それでは、コロナ5類移行後の対応についてお尋ねしてまいります。

コロナが5類に移行した後、企業によっては、リモートワークのために開放していた施設を終了しているところもあると聞きます。北海道型ワーケーションはコロナ禍で進められてきた取組であることから、取り巻く環境は、官民ともに急激に変化していることは否めません。

しかし、ワーケーションについては、依然として伸び代のある事業でもあることから、今後、市町村別だけではなく、複数市町村にまたがった広域性のあるプランニングをすることで、ワーケーション誘致に必要な施設の役割分担がしやすくなる上、さらなるプランの魅力向上と全道への波及が可能と考えるところであります。

今後、より一層の効果的な北海道型ワーケーションの推進に向けて、どのように取り組んでいくのか、考えをお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 地域創生局長大野哲弘さん。

○大野地域創生局長 北海道型ワーケーションに関し、今後の取組についてでございますが、道では、北海道型ワーケーションの推進に向けて、本道の多様な魅力や暮らしやすく働きやすい環境など、北海道ならではのワーケーションについて情報発信するとともに、地域課題の解決や人材育成といった企業が実施しやすいワーケーションプランを提示するなど、それぞれの企業や個人のニーズに応じたマッチングやコーディネートなどに取り組んでいるところであります。

また、利用者ニーズに応じたワークスペースや宿泊施設、アクティビティなどが整備されていないといった単独での受入れ実施が困難な場合に、広域的な受入れにより対応ができるよう、複数市町村での受入れ実践による地域研修会を開催するなど、受入れ体制のさらなる底上げを図っており、引き続き、市町村をはじめ、関係団体、協定締結企業の方々などとの連携の下、関係人口の創出、拡大はもとより、移住交流の促進や道内への企業誘致、地域の活性化につながるよう、北海道型ワーケーションのさらなる推進に向け、取り組んでまいります。

○角田一委員 ありがとうございます。

3点目の道総研についての質問に移らせていただきます。

北海道立総合研究機構、いわゆる道総研は、平成22年の設立以来、13年が経過し、その間の研究開発により、多くの成果を上げてきていると承知していますが、道総研を取り巻く環境は最近大きく変化してきており、こうした変化に対応することが必要となってきたと認識しております。

そこで、道総研の研究開発の推進などについて、以下、伺ってまいります。

【第1分科会 11月14日 第5号】

まず、道総研の研究についてお伺いいたします。

道総研は、道民生活の向上及び本道の産業振興への貢献を目的に設立され、基礎研究から社会実装につながる研究を行っているものと承知しておりますが、時代の変化に応じた研究開発等に取り組むことが求められます。

道総研では、こうした観点から、昨年度、どのような研究開発に取り組んできたのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 科学技術振興課長西海健さん。

○西海科学技術振興課長 道総研における研究開発についてでございますが、道総研におきましては、設立以来、時代や社会から求められ、あるいは先取りした研究開発を行っていくため、道の関係部との密接な連携を図るとともに、企業や自治体、関係団体との連絡会議や意見交換会などを通じて研究ニーズ等の把握に努めているところでございます。

令和4年度におきましては、道における喫緊の課題として、多収で病気に強い水稻新品種の開発、赤潮の原因生物の分布や特性の解明、ヒグマの生息実態の調査、住まいのCO₂削減対策に関する提案、太平洋沖の巨大地震による地震、津波の被害想定などに取り組んだほか、企業等のニーズを踏まえ、クリーンラーチの増産に向けた技術開発、建築物の劣化調査、診断等の簡素化、地下熱を利用した融雪システムの開発などの共同研究等にも取り組んでいるところでございます。

○角田一委員 かなり重要な研究が進められていることが理解できます。

道総研が調査研究や技術開発を進めるためには、科学技術の進展に対応した施設や設備を備える必要があると考えますが、道総研の施設については、道立試験研究機関時代からのものが多く、各試験場の庁舎や試験調査船など各種施設では老朽化が進んでいるものも少なくない聞いております。

時代のニーズに応えられる研究開発等を進めるためには、研究施設や設備の整備を着実に進める必要がありますが、道総研における昨年度の施設設備の整備状況について伺います。

○西海科学技術振興課長 道総研の施設設備の整備についてでございますが、道総研では、長期保全計画や保全マニュアル、施設等整備計画に基づき、現有施設の長寿命化や更新のほか、施設の集約化にも取り組んでいるところでございます。

令和4年度は、老朽化が進む北見農業試験場の改築に係る基本設計について、関係部と連携しながら仕様検討を行うとともに、中央農業試験場岩見沢試験地の建物の集約化を図るための改修を行ったところでございます。

また、施設設備の安全対策や機能の維持を図るために、稚内水産試験場の電源装置改修工事や、酪農試験場の自動精密給餌機システム更新などの整備を実施しているところでございます。

○角田一委員 今後についてお伺いいたします。

道は、道民生活の向上や本道産業の振興を図るため、社会経済情勢の変化や科学技術の進展を踏まえ、基盤的な研究の推進や地域固有の課題の解決、分野横断的な研究開発の推進などに取り

組んでいく必要があります。

そうした面で、道総研の基盤的な研究や、研究成果の実用化などの重要性が一層増してくるものと考えます。そのためには、老朽化が進んでいる道総研の施設の整備を含め、道が道総研の運営に積極的に関与し、道総研の取組を多くの道民の生活向上や産業分野の発展に結びつけていく必要があると考えます。

今後、道はどのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生さん。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 道総研に関する道の対応についてでございますが、道総研が今後とも本道の総合的な研究機関としてその力を発揮していくためには、地域や企業のニーズも踏まえた様々な研究に取り組むとともに、研究体制の維持や必要な施設整備にも努める必要があると認識をいたしております。

このため、道では、関係各部で構成する運営支援検討会議による各部施策情報の共有や研究の推進方向の検討、さらには、運営費交付金の確保や職員派遣による支援を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、道総研が効果的、効率的な業務運営を行うことにより、道民生活の向上や道内産業の振興に寄与することができるよう、連携を密にしながら、研究と経営の両面から支援に取り組むとともに、来年度に本格化する、令和7年度からの次期中期目標の策定に当たりましては、社会情勢や研究ニーズの変化などを踏まえ、関係部が連携し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○角田一委員 4番目のICTツールの利活用についての質問に移ります。

道では、スマート道庁がスタートした令和元年度以降、道庁の業務効率化のため、ICTツールを導入し、活用を進めてきていると承知しております。

そこで、以下、数点伺わせていただきます。

まず、どのようなICTツールがどのような業務で利用されているのか、ツールの利用状況についてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 情報政策課長笠井浩さん。

○笠井情報政策課長 ICTツールの利用状況についてであります。道では、令和元年度以降、定型的な事務処理等を自動化するRPA、職員間で台帳の共有が可能なデータベースを簡単に作成できる統合汎用台帳システムのほか、全文検索システム、会議録等作成システム、AIチャットボット、AI-OCRといった6件のICTツールを導入しております。

こうしたツールについて、例えば、昨年度では、RPAは電子申請で受ける報告業務の集計作業など25業務で新たに導入され、現在、66業務で利用されており、統合汎用台帳システムは、職場研修の計画や実施状況の管理業務など9業務で新たに導入され、現在、12業務で利用されているところであります。

○角田一委員 昨年の決算特別委員会では、複数のICTツールが必要となる複雑な業務においてICTツールを活用していくには、業務を所管する各部局の担当者のみでは難しく、組織的な支援体制が必要と課題を挙げておりましたが、その後、どのように対応してきたのか、お伺いたします。

○笠井情報政策課長 ICTツールの活用における組織的な支援体制についてであります。ICTツールをより効果的に活用していくためには、例えば、道民からの申請を集計するような業務について、集計作業にRPAを導入するだけでなく、紙申請であったものを電子申請としたり、AI-OCRを活用してデジタル化するなど、現状の業務に単にICTツールを当てはめるだけでなく、対象となる業務内容や作業手順等についてデジタル化のメリットを生かせるように見直すことが重要であります。

このため、業務所管課が適切な見直しを行っていただけるよう、情報政策課のほか、ICTツールに関する技術的なノウハウだけでなく、業務プロセスの見直しに関する専門的な知見を有する事業者などが支援を行う体制を構築し、ICTツールの活用の検討を始めた段階から、業務の見直し、ICTツールの導入、新たな業務の稼働後の修正など、業務所管課に対して継続して丁寧に支援を実施しているところであります。

○角田一委員 それでは、ICTツールのさらなる活用に向けた課題についてお尋ねいたします。

ICTツールは、業務改善を進めていく上で効果的な場合が少なくないので、庁内のあらゆる業務に積極的に導入していくべきと考えますが、さらなる活用を進めていく上でどのような課題があると認識しているか、お伺いたします。

○笠井情報政策課長 ICTツールのさらなる活用に向けた課題についてであります。道では、これまで、ICTツールの活用に当たっては、担当職員の異動等があってもツールが適切に使われていくように、アプリケーションの作成時に想定していなかった使用方法に対して、その都度、エラーを出力するなど、専門の事業者へ委託し、システム開発の知見等を基に様々な利用場面を想定しながら丁寧にアプリケーションの開発を行ってまいりました。

一方で、それほど高度な知識や豊富な経験がなくてもアプリケーションの作成ができるというICTツールの特徴が十分に生かし切れていないことから、今後は、専門の事業者へ全て頼らずとも、ノウハウを蓄積し共有しながら、庁内の職員のみでICTツールを活用した丁寧なアプリケーションの開発や運用ができる体制を構築していくことが課題であると考えております。

○角田一委員 課題として幾つかの点が挙げられておりましたが、ICTツールに関わる課題等を踏まえ、今後、ICTツールの活用を通じてどのように道庁のデジタル化を進めていく考えなのか、お伺いたします。

○小泉真志副委員長 デジタル化推進担当局長西本佳史さん。

○西本デジタル化推進担当局長 今後のデジタル化の取組についてでございますが、道では、これまで、業務のデジタル化に当たりましては、主として業務ごとに個別に情報システムを開発、

運用してきておりますが、迅速かつ柔軟にアプリケーションの作成などが行えるICTツールの活用は、デジタル化を進める上での新たな選択肢として、今後ますます重要になるものと考えております。

このため、道といたしましては、生成AIなど新技術を活用したICTツールの動向を把握し、業務への導入の可能性について検討を進めていくとともに、導入したICTツールにつきましては、これまで専門の事業者が実施してきた作業などに関して、今後、マニュアルの作成や研修を実施することなどにより、職員が自前で開発できる環境を実現することで、ICTツールのさらなる活用を促し、より多くの業務でデジタル化が進むよう取り組んでまいります。

○**角田一委員** 最後に、これからの方向性をお伺いいたしました。職員が自前で開発できる環境、この点についてはかなり難しい部分があるかなと感じるところであります。これは、単純に業務の一環ではなく、研修、あるいはそういった全ての面においてフォローしていく、そういうことが大切だと思います。また、汎用性の問題もあります。

さらには、今使っているツールについては、ほかの質疑でもちょっと意見交換しましたが、使いつらいシステムを次の年には直していく、更新していくというような形で、より使いやすいものを求めて進んでいていただきたいと思います。その感想と意見を付け加えまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○**小泉真志副委員長** 角田委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介さん。

○**赤根広介委員** 物流の2024年問題に関して、国では、緊急対策のパッケージを取りまとめて、運転手の負担軽減と物流効率化を目指すとしているわけでありまして。また、先般、閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の裏づけとなる補正予算案では、政策を総動員し、コロナ禍から回復途上にある経済を下支えするとしているわけでありまして。

そこで、道では、令和4年度に、コロナ禍での利用低迷に加え、燃料費の高騰により経営が悪化している交通・物流事業者に対して緊急的な支援を実施してきたところではあります。その実績と成果について、認識を伺います。

○**小泉真志副委員長** 地域交通担当課長齋藤冬樹さん。

○**齋藤地域交通担当課長** 事業者への支援についてでございますが、道では、乗合バスなどの交通事業者やトラックによる貨物運送事業者の方々が安定的に事業継続ができますよう、昨年度、国の交付金を活用しながら、車両維持経費等の一部について臨時的な支援を実施したところでございます。

昨年度の実績といたしましては、乗合バス事業者52社に対し、約2億5400万円、タクシー事業者1880社に対し、約2億3700万円、トラック事業者2821社に対し、約14億1800万円を支援したところであり、事業者の皆様からは、燃油代やタイヤ代などの年度途中の速やかな支払いに充当できた、経営の安定化に寄与したなどといったお話を伺っており、一定の効果があったものと認識

しております。

○赤根広介委員 現状、新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、社会経済活動の再開、活発化は顕著であるものの、依然として交通・物流事業者の経営状況は厳しいわけであります。

この点、道の認識を伺います。

○齋藤地域交通担当課長 事業者の経営状況についてでございますが、道では、北海道運輸交通審議会をはじめとする様々な機会を活用して、交通・物流事業者の方々にヒアリングをするなど、直面する現状や課題について直接伺っているところです。

事業者の皆様からは、コロナ禍以降、利用者の回復が遅れる中、事業継続に不可欠な運転手が不足していること、また、燃料価格や資材費の高騰が続いていること、さらには、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応などといった課題をお聞きしており、道といたしましては、事業者を取り巻く経営環境は一層厳しいものとなっていると認識しております。

○赤根広介委員 一層厳しいという認識をお示しいただきました。

そこで、これから年末年始を迎える中、道民生活、本道経済の基盤とも言えるこの交通・物流機能の維持確保というものは不可欠であるわけであります。

国の補正予算も活用し、一刻も早く追加支援を講じるべきと考えるわけでありますが、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 交通政策局長千葉繁さん。

○千葉交通政策局長 事業者への対応などについてでございますが、国からは、今月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、重点支援地方交付金として、地方公共団体宛てに年内の予算化の検討を進めるよう連絡があったところです。

道では、こうした動きを踏まえ、先週6日に開催した北海道経済対策推進本部におきまして、知事から各部局宛てに、各業界や地域の支援ニーズを丁寧に把握し、必要な対策の検討を加速するよう指示があったところであり、引き続き、国における経済対策の具体的な内容について情報収集に努めるとともに、交通・物流事業者の方々の声も伺いながら、地域交通や物流の確保に向けて各般の施策に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 交通政策局の皆さんにおかれましては、昨年度末、需要喚起策の「ぐるっと北海道」が土壇場で知事にちゃぶ台返しでひっくり返された苦い経験がありますので、ぜひ、そういうことがないようにしっかり頑張ってくださいとを求めたいというふうに思います。

次に、物流革新に向けた政策パッケージにおきましては、何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性を指摘しているわけであります。

知事公約におきましても、物流DXや輸送の効率化に取り組むとしているわけでありますが、現状がどのようになっており、こうしたDXや輸送の効率化を進める上での課題をどう把握されているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 物流企画担当課長椋平剛史さん。

○椋平物流企画担当課長 輸送の効率化の取組などについてでございますが、道では、これま

で、国などと連携し、道の駅を利用した中継輸送、共同輸送による輸送の効率化や、新技術の活用に向けまして、道内自治体や事業者と連携したドローン輸送の実証に取り組むとともに、デジタル技術を活用した共同輸送システムの構築に向けまして、荷主事業者や物流事業者、行政などで構成されます国のフィジカルインターネット懇談会に参画し、関係者との情報共有などを図っているところでございます。

また、輸送の効率化に向けましては、物流事業者へのアンケート調査やヒアリングなどにより課題把握に努めてきたところであり、中継輸送、共同輸送では、輸送品目や走行経路など様々な取引条件がある中、運送事業者間のマッチングや調整が必要であるほか、ドローン輸送では、輸送できる重量に制限があることや、運航経費が割高であるなどの課題を確認しております。

○赤根広介委員 補正予算では、物流の革新の実現に向けた取組とあるわけでありまして。

ぜひ、積極的に活用し、公約で掲げる物流DXや輸送の効率化を推進すべきであります。見解を伺います。

○椋平物流企画担当課長 物流対策についてでございますが、国では、本年10月に、物流革新緊急パッケージを策定し、中継輸送やモーダルシフトの推進による物流の効率化や、再配達率の半減に向けた荷主、消費者の行動変容などに緊急的に取り組むこととしており、今般、補正予算案として、物流施設の自動化やモーダルシフトの推進、再配達半減に向けた実証事業等の実施が示されたところでございます。

道といたしましては、国における補正予算の具体的な内容について情報収集に努めるとともに、引き続き、国などの関係者と連携し、輸送の効率化などの取組を進めてまいります。

○赤根広介委員 広域分散型の本道におきましては、大動脈の物流網の維持はもとより、やはり、地域によってはラストワンマイルをどう確保していくかという特有の課題もあるわけでありまして。

そうした中、本道の持続可能な物流網の構築にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 物流担当局長白戸則幸さん。

○白戸物流担当局長 物流に関します今後の取組についてでございますが、本道の物流を将来にわたり持続的に確保していくためには、物流事業者をはじめ、関係者の連携の下、取組を進めていくことが重要であると考えており、道では、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、各輸送手段の機能や連携の強化など具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や経済団体、産業団体、行政が一体となりまして、中継輸送やドローン輸送の実証実験など輸送の効率化や、鉄道輸送へのモーダルシフトの推進などに取り組んできたところでございます。

また、国におきましては、物流革新に向けた政策パッケージにおいて、共同輸送やモーダルシフトの推進による物流の効率化や、荷待ち時間を削減するための商習慣の見直しなどを進めることとしているところでありまして、道といたしましては、引き続き、国や関係者と連携を図りながらこうした取組を進め、情勢の変化に対応した安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に

向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、北海道がこうした課題解決の先進地となれるように、引き続き、この問題に取り組んでいただくよう強く指摘をさせていただきます。

これまでも議会議論をしておりますが、昨年来、バス路線の減便が顕著なわけでありましたが、令和4年度から直近までの状況を具体的に伺うとともに、道の受け止めについても併せて伺います。

○齋藤地域交通担当課長 路線バスの状況についてでございますが、昨今のバス路線の減便や廃止は、運転手不足が最も大きな要因となっており、昨年度と比較して、例えば、オホーツク圏では北海道北見バスが約40便、また、十勝圏においては十勝バスが約50便の廃止や減便となっているところでございます。

また、今年度に入り、道央圏を中心に、北海道中央バスが約300便を減便したほか、さらに、道南圏や道北圏などにおいても数十便の減便が行われており、道といたしましては、地域交通の確保に当たり、運転手の確保はより一層重要な課題となっているものと認識しております。

○赤根広介委員 それで、この運転手不足の背景として、高齢運転手等の退職の増加、あるいは、低い給与水準、長時間労働などの要因とともに、育成にコストがかかる、そういったことがこれまでの議会議論でも交わされております。

そこで、昨年度から直近まで、バスやトラックドライバーの有効求人倍率の推移が全職種と比較した上でどうなっているのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 運転手不足についてでございますが、北海道労働局が発表している有効求人倍率について、1年前の令和4年9月と直近の令和5年9月の数値を比較しますと、全職業合計では、有効求人倍率が、昨年の1.16倍が今年は1.01倍、一方で、バスやトラックといった自動車運転手では、有効求人倍率が、昨年の2.23倍が今年は2.25倍となっており、2倍以上の高い水準で推移しているところでございます。

○赤根広介委員 先日の議論におきましても、今後、主に中途採用者をターゲットにバス会社への就労に向けた効果的な情報提供などの取組を進めていくということであります。

全ての業種でドライバー不足が深刻なわけでありましたが、政策目標をどのように設定し取り組むのか、今後の対応について伺います。

○千葉交通政策局長 運転手の確保についてでございますが、道の交通政策総合指針の重点戦略におきましては、運転手の高齢化が進む中、持続可能な地域交通の確保に向け、次世代を担う運転手の確保が必要との考えの下、取組指標を設定し、これまで、北海道バス協会などと連携した合同就職相談会の開催や2種免許の助成、さらには、若年者向けPRなどに取り組んできたところでございます。

こうした中、道では、来年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応が求められるなど、運転手不足への対応が一層重要であるとの認識の下、今年度から、北海道運輸局とも連携し

た中途採用者の確保に向けた効果的なアプローチ手法の検討や、移住・観光部局と連携した道外プロモーションなどに新たに取り組んでいるところであり、引き続き、国はもとより、交通・物流事業者などの関係者とより一層の連携を図りながら、運転手確保に向けた取組を進める考えでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 10月27日の知事の会見において、バスの運転手不足や減便の見直しに関する問いに対して、知事は、関係者の皆様と一層、連携協力しながら、地域交通の確保に向けた取組をしっかりと推進すると述べているわけであります。

推進する以上は、これ以上の停滞や後退、さらには攻めの廃線などというきれいごとは許されないわけであります。知事の言う、地域交通の確保に向けた取組をしっかりと推進し、それを実現していくために、今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、バス事業者は、地域の暮らしや産業を支える重要な役割を担っておりますが、少子高齢化の進行や人口減少などの影響による日常の利用者の減少や燃油の高騰、さらには輸送を担う人材不足などにより、大変厳しい経営状況に置かれているものと認識しております。

こうした中、道では、安定的にバス事業が継続できるよう、国や市町村と協調したバス運行費の補助や車両維持経費等の支援を行うとともに、バス事業者などと連携しながら、運転手確保に向けた合同就職相談会の開催や、本道の優位性を生かした移住・観光施策と連携した道外PRなどに取り組むほか、全道において、道が中心となって広域的な観点から策定を進めております地域公共交通計画に基づき、乗合バスの利便性向上、利用実態や移動ニーズを踏まえた路線の最適化などに取り組むこととしているところです。

道といたしましては、引き続き、国に対して、バス路線の運行に必要な予算の確保をはじめ、運転手の雇用環境の整備の支援などを働きかけるとともに、市町村や交通事業者などといった多様な主体とのより一層の連携の下、地域の実情に応じた地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 まず、運転手不足につきましては、さきの特別委員会でも、退職自衛官や消防職員の方々の採用の検討ということを提案させていただきましたので、しっかりと検討していただきたいと思っておりますし、目下、緊急的に国の交付金や補正予算を活用しながら対策も速やかに講じていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、運転手確保の関係で、取組指標を指針では設定しているとのことでありましたが、このコロナ禍においては、どうしても守りの観点から政策を打ってきたわけでありませう。

これからは、やはり、攻めの観点でしっかり将来を見据えた政策を打っていく中で、先般開催されました運輸交通審議会では、指針の重点戦略の取組状況と令和5年度の取組についても報告があったわけであります。それから、我々の委員会に提示された資料には、過去、令和2年度の

振り返りのときは、推進管理の上で数値的な目標の進捗状況も示されたわけではありますが、内部では、当然、皆さんはお持ちなのでしょうから、そういったことについても、我々も、今、コロナ禍があって、現在地がどこにあって、これから、どこが弱くて、どこを伸ばしていかなければいけないのか、そういったこともしっかり議論していかなければいけないというふうに思いますので、ぜひ、その推進管理の見える化、共有、そういったものも改めて強く求めたいと思います。

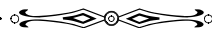
今日明日、何が起こるか分かりませんので、念のため、この問題についても知事に直接お伺いしたいということにしておきまして、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩



午前10時47分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

寺島信寿さん。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、伺ってまいります。

初めに、北海道立総合研究機構、いわゆる道総研について伺います。

道総研は、平成22年4月、北海道の基幹産業である農業、水産業、林業をはじめ、工業、食品産業、そして、環境や地質及び建築の各分野から成る、これまでの道立の22の試験研究機関を統合して発足しております。本年度で発足以来14年目を迎えております。これまで、道総研は、道民生活の向上や道内産業の振興に資するため、道や市町村、関係団体をはじめ、企業や大学、国等の研究機関等と幅広く連携を図りながら研究を進めているというふうに承知しております。

しかしながら、最大のテーマは、北海道の次の時代の産業経済を切り開き、地域の活性化を進めるなど、現下の北海道が抱える様々な分野での課題の解決へ向けて重要な役割が期待されているものと考えます。

今、北海道は、次世代半導体産業の誘致に向け積極的に取り組んでおりますが、まさに、新しい時代に向けて、これらの産業を支えるためにも道総研における基礎研究などは極めて重要というふうに考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、道総研は、平成22年に各道立試験場を統合して設立されましたが、その設立の意義について伺います。

○小泉真志副委員長 科学技術振興課長西海健さん。

○西海科学技術振興課長 道総研の設立意義についてでございますが、道総研は、道の複数の部が所管していた22の試験研究機関を統合し、単一の地方独立行政法人として設立されまして、その意義といたしましては、まず、研究面においては、総合力を生かした分野横断的な研究や外部との連携強化により、本道の地域あるいは産業の振興等に、より迅速かつ的確に貢献することを目指したものでございます。

また、運営面におきましては、機動的、弾力的な予算執行や多様で柔軟な人事制度の構築により、有用な人材の確保、事務の効率化などを進めることで自立的な運営を行うことを目指したものでございます。

○寺島信寿委員 そういった目指した意義がどのように達成されているのか、達成しようとしているのかが重要だと認識しております。

次に、設立団体である道は、道総研に対してどのような役割を期待しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 科学技術振興担当局長吉田健二さん。

○吉田科学技術振興担当局長 期待する役割についてでございますが、道総研では、産業や環境、まちづくりなど幅広い分野において、各種調査や技術力の維持向上に必要な基盤的な研究をはじめ、実用化、事業化につながる研究等を、企業、大学等とも連携して実施しているところです。

道といたしましては、総合的な試験研究機関である道総研に対しましては、その特性を生かし、北海道の強みである食関連産業や農林水産業の振興、カーボンニュートラルに向けた取組など、道の重要な施策を支えるための研究や、緊急性の高い調査なども含めた幅広い道政課題に対応することで、道内産業の振興や道民生活の向上への一層の貢献を期待しているところです。

○寺島信寿委員 次に、道総研の研究について伺います。

道総研における最近の研究成果としてどのようなものがあるのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 最近の研究成果についてでございますが、道総研では、令和4年度には634課題にわたる様々な研究を行っており、その成果といたしましては、道政課題に対応する課題として、多収で病気に強い水稻新品種の開発、赤潮の原因生物の分布や特性の解明、ヒグマの生息実態の調査、住まいのCO₂削減対策に関する提案、太平洋沖の巨大地震による地震、津波の被害想定など、企業等との共同研究では、クリーンラーチの増産に向けた技術開発、建築物の劣化調査、診断等の簡素化、地下熱を利用した融雪システムの開発などがございます。

○寺島信寿委員 どれも大変重要な研究だと思います。634にわたる課題を研究しているということなのですが、次に、研究ニーズへの対応について伺います。

本道産業の振興や地域課題の解決を図るためには、研究ニーズの把握が必要であると考えます。道総研では、どのような方法でこの研究ニーズを把握して対応しているのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 研究ニーズの把握と対応についてでございますが、道総研におきましては、設立以来、地域や企業、あるいは、時代や社会から求められる研究開発を行っていった

め、道の関係部との密接な連携を図るとともに、企業や自治体、関係団体との連絡会議や意見交換会などを通じて研究ニーズ等の把握に努めているところでございます。

また、毎年度、道の施策や社会情勢等の変化に対応した研究展開方向を策定しており、把握した課題等について、外部有識者の意見も取り入れた研究課題の選定も行っているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、外部との連携による研究についてです。

研究成果を道内産業の振興につなげるためには、研究ニーズをしっかりと把握した上で、企業、大学をはじめとする外部機関などとの連携について積極的に行う必要があると考えます。

道総研では、どのように連携に取り組んでいるのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 外部との連携についてでございますが、道総研では、企業や地域からの様々な相談や課題解決の要請に応えるため、大学やほかの研究機関、自治体などとの連携協定の締結や共同研究の実施を通じ、連携基盤の構築と充実を図っているところでございます。

こうした中、大学や自治体、各種団体と22の包括連携協定、29の研究分野別連携協定を締結しており、令和4年度に外部機関と連携した研究課題数は409件となっております。

○寺島信寿委員 次に、外部資金を活用した研究について伺います。

外部との連携を進めながら、公募型研究や受託研究などに取り組んでいると承知しております。

令和4年度の外部資金の獲得状況について伺います。

○西海科学技術振興課長 外部資金の獲得状況についてでございますが、道総研では、国などが研究を公募する競争的資金について、道総研内での公募情報の共有化を進め、申請に向けた職員研修を実施するとともに、技術相談などを通じ、積極的に企業等の受託研究に取り組んでいるところでございます。

令和4年度における公募型研究や受託研究等の外部資金は約10億8000万円であり、研究経費全体に対して65%を占める状況となっております。

○寺島信寿委員 研究経費の65%ということで、引き続き、外部資金の獲得の上乗せ、頑張っていただければと思います。

次に、研究成果の発信、普及についてです。

道総研の研究成果を企業や行政などで活用してもらうために、情報発信を広く効果的に行うことが必要と考えます。どのように研究成果の発信、普及に努めてきたのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 研究成果の発信や普及についてでございますが、道総研では、学会での発表や学術誌への投稿をはじめ、各研究本部ごとに実施する成果発表会やセミナー、ホームページなどを用いて研究成果や知見について広く発信しているところでございます。

また、技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などにより、研究成果の普及、活用を促進するとともに、農林水産分野においては、道や関係団体と緊密に連携し、研究成果のPRや現地指導などにより普及に取り組んでおり、道内産業の振興や地域課題の解決につながるよう、研

究成果や知見の発信と普及に努めているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、技術相談、技術指導についてです。

地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するためには、これまでの研究成果や知見等を用いた技術相談や技術指導などの取組を積極的に行う必要があると考えます。

令和4年度はどのような状況であったのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 技術相談等の状況についてでございますが、道総研では、地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、技術相談や技術指導、講師派遣などを行っているところでございます。

令和4年度においては、技術相談として、タマネギ品質成分の季節変動、味覚センサーを使用した畜肉製品の味覚分析など、また、技術指導として、牛舎換気調査方法、マツカワ種苗における魚病検査などの各種技術支援を行い、講師派遣も含め、実施件数は年間で1万件を超えたところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の研究についてです。

道総研は、多様な各分野の試験研究機関を統合したことにより、総合力を発揮することで道政課題へ貢献することが期待されております。

今後の研究について、道の施策とどのように整合性を図って進めていくのか、伺います。

○吉田科学技術振興担当局長 道の施策との関係についてでございますが、道及び道総研におきましては、日頃から、関係する各部と各研究本部が、随時、情報や意見の交換を行うとともに、道の関係部で構成する道総研運営支援検討会議で検討した施策情報や研究の推進方向についても、必要に応じ、共有を図っているところでございます。

こうした中、令和4年度におきましても、ヒグマの生息実態の調査や地震、津波の被害想定などの研究に一体となって取り組んだところであり、道といたしましては、道総研において、道政課題に対応した柔軟かつ的確な研究が実施されるよう、引き続き、連携を密にしながら取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、道総研の知的財産について伺います。

道総研においては、特許などの知的財産に関する方針を策定しているものと承知しておりますが、その内容について伺います。

○西海科学技術振興課長 知的財産に関する考え方についてでございますが、道総研では、生活や産業の現場で活用され、価値を生み出す研究に取り組み、その成果を企業等へ普及することにより道民に還元するという基本的な考えの下、研究成果である有用な技術等である知的財産の取扱いの方針を明らかにするため、道総研知的財産ポリシーを策定しております。

このポリシーでは、研究成果について、特許権等の知的財産権の取得を行う際の基準、実施許諾等により普及を推進することなどの活用方針、さらには、権利化の可否等の審査を行う知的財産審査委員会をはじめとした体制などについて記載しているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、知的財産の状況についてです。

【第1分科会 11月14日 第5号】

研究や技術支援の成果として、特許や品種登録などの知的財産についての道総研における保有状況や利用許諾の状況、また、知的財産に関わる収入状況について伺います。

○西海科学技術振興課長 知的財産に関する状況についてでございますが、道総研におきましては、知的財産ポリシーに従い、知的財産権の取得と維持の要否について判断をしており、令和4年度末の状況は、特許権等保有件数が82件、実施許諾契約件数が96件、登録品種数が98品種、利用許諾件数が306件でございます。令和4年度の1年間の知的財産関連収入は2500万円となっております。

○寺島信寿委員 ぜひ、大幅な収入アップを目指していただければと思います。

次に、今後の見通しについてです。

近年の特許収入の稼ぎ頭であった乳酸菌HOKKAIDO株の特許の期限が切れることから、今後、特許による収入を特許の維持費が超えてしまうという状況が生じる見込みとなっております。どのように対応していくのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 知的財産に関する管理についてでございますが、道といたしましては、道総研に対し、道内産業の振興や道民生活の向上への一層の貢献を期待しているところであり、また、道が策定する中期目標においても、研究成果の道民への還元をさらに進めるよう記載しているところでございます。

また、道総研では、これら自らの役割に鑑み、知的財産ポリシーや特許権等の実施許諾要領などを定めているところでございます。

道総研といたしましては、これらのポリシーなどに従い、外部の専門家も交えた知的財産審査委員会におきまして、活用見込みや実施状況を踏まえ、特許権等の出願や維持などの要否について審査を行うなど、今後も知的財産の創造と保護、活用について適切に管理を行っていくこととしております。

○寺島信寿委員 特許による収入額というのは、一つの目安になることだと思います。しっかり頑張っていただければと思います。

安定的な特許収入を確保するために、各研究本部の職員が積極的に特許を取得するといった取組が重要と考えます。道総研としてどのように対応しているのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 研究成果の権利化に向けた取組についてでございますが、道総研では、実用化が見込まれる技術や植物の新品種等に関し、適切に権利化を行うことが必要との認識の下、毎年、研究業務及び知的財産の管理に携わる職員を対象に、弁理士を講師とした職場研修を実施しているところでございます。

令和4年度においては、51名が参加し、研究成果の知財化に向けた特許要件の考え方や知財化に向けた研究の進め方などについて実務的な研修が行われています。

また、知的財産権の取得に向けた具体の申請等に当たっては、北海道知的所有権センターなど知的財産に係る支援団体と連携し、適宜、専門家による助言等を受けながら進めているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、特許に関する業務は非常に専門性が高いものと伺っていますが、道総研におきまして、どのような職員が対応しているのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 職員の配置状況についてでございますが、道総研では、現在、研究事業部の知的財産グループに一般職の専任職員4名を配置し、発明や育成品種に係る権利化、管理及び実施許諾や知的財産の活用促進に関する事務などを所掌しているところでございます。

なお、同グループの職員につきましては、全員が知的財産に係る研修を受講しているとともに、必要に応じ、知的財産に係る支援団体等と連携を図ることとしております。

○寺島信寿委員 次に、特許業務に関して専門家を配置するなど、抜本的な対策を講じるべきと考えますけれども、所見を伺います。

○吉田科学技術振興担当局長 知的財産に関する対応についてでございますが、道総研では、知的財産に係る業務について、北海道知的所有権センターなど知的財産に係る支援団体と連携体制を構築しており、専門的な知見が必要となる場合は、適宜、助言等を受けながら対応しているところです。

道といたしましても、道総研における知的財産の適切な運用は、道内産業の振興等にとって重要と考えており、道総研が支援団体等との連携により、知的財産の創造、保護、活用に向けた取組が適切に進められますよう助言などを行ってまいります。

○寺島信寿委員 次に、知的財産の利用促進についてです。

道総研が生み出した知的財産は、保有するだけでなく、広く利用してもらうことで道民生活の向上に寄与するものと考えます。

今後、道総研が保有する知的財産の利用促進に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、令和7年度から始まる次期中期計画の策定に際し、現在の特許に関する方針について抜本的な見直しを図るべきと考えますけれども、その所見を伺います。

○吉田科学技術振興担当局長 知的財産の利用促進についてでございますが、道総研では、保有する知的財産について、道内産業の振興と道民生活向上の観点から、道内企業等での利用促進を図るとともに、出願公表された品種について、道及び農業団体等と連携して利用促進を図っているところです。

道といたしましても、道総研の研究成果や知見が引き続き有効に活用されるよう、情報の発信やPR機会の創出などについて、道総研運営支援検討会議等の場を通じ、関係部とも調整してまいります。

また、道が策定する令和7年度からの次期中期目標におきましても、道総研の研究成果の道民への還元が一層進むよう、知的財産の管理や活用について、関係部等と連携しながら検討を進めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、道総研の運営についてです。

幅広い分野における研究の推進や研究成果の活用などに努めるには、研究職員の資質の向上が

大変重要と考えます。

道総研では、人材の確保育成にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 人材の確保育成についてでございますが、道総研では、優秀な人材を確保するため、就職情報サイトを活用するほか、業務説明会やインターンシップ等の実施により、学生などに対して直接説明する場を設けるとともに、試験日程の前倒しや年齢要件の廃止など、採用試験制度を見直すことで受験機会の拡大を図っているところでございます。

また、人材育成の取組といたしましては、研究職員を大学、研究機関等に派遣し、実践的知識の習得やスキルアップ等の研修を行うほか、知的財産の活用や競争的資金獲得に向けたノウハウの取得など、専門的な研修を実施しているところでございます。

○寺島信寿委員 やっぱり、鍵を握るのは人材の確保育成なのだろうと思います。優秀な人が集まれば、そこにまた、いい人が集まると思いますし、引き抜かれることもあるのだとは思いますが、行ったり来たりも含めて、ここに魅力を感じて集まるような、そういう取組をしていただければと思います。

次に、北海道教育委員会との連携についてであります。

令和3年7月に、学校教育研究への支援活動や人材交流などについて、道教委との連携協定を締結しておりますが、令和4年度はどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 道教委との連携協定についてでございますが、道教委と道総研は、令和3年7月に、北海道の教育及び道総研の充実発展に寄与することを目的に、連携協定を締結したところでございます。

この協定に基づき、令和4年度においては、学校教育への支援活動として、各試験場職員による道立高校等への出前授業や、水産実習、加工実習などの技術支援を行うとともに、施設設備の相互利用として、高校生に対して工業試験場の設備の利用提供を行ったところでございます。

また、人材交流・育成としては、学校職員に対して、北総研職員による新型コロナウイルス感染症対策における学校の感染症対策改善セミナーを開催するなど、全道各地において74件の連携事業を実施したところでございます。

○寺島信寿委員 次に、施設等の維持管理についてです。

道総研の職員が研究を進めるに当たり、多くの施設や設備が必要と考えますが、それらの維持管理について、令和4年度の取組状況について伺います。

○西海科学技術振興課長 施設等の整備状況についてでございますが、道総研では、長期保全計画や保全マニュアル、施設等整備計画に基づき、現有施設の長寿命化や更新のほか、集約化にも取り組んでいるところでございます。

令和4年度は、北見農業試験場の改築に向けた仕様検討を行うとともに、中央農業試験場岩見沢試験地の建物の集約化に伴う改修を行ったところでございます。

また、施設設備の安全対策や機能の維持を図るために、稚内水産試験場の電源装置改修工事や酪農試験場の自動精密給餌機システム更新などの整備を実施しております。

○寺島信寿委員 次に、施設等の整備についてです。

道総研には、老朽化が進んできている施設や設備があるものと考えますが、道では、今後どのように整備に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○吉田科学技術振興担当局長 今後の施設等の整備についてでございますが、道総研の施設や設備につきましては、統合前の道立試験研究機関のときから利用している施設等も多く、長期保全計画等に基づき、老朽化対策を行っております。

こうした中、道総研が引き続き、地域や企業のニーズを踏まえた様々な研究に取り組むため、道におきましても、必要となる施設整備費の予算確保に努めているところです。

道といたしましては、今後とも、道総研が効果的、効率的な業務運営を行うことができるよう、道総研及び関係部とも連携し、適切に対応してまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の道の取組についてです。

道総研がこれまで以上に道民生活の向上や本道産業の振興を図るためには、設立団体である道の役割は非常に大きいと考えます。

今後、道としてどのように支援していく考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生さん。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 道における今後の支援についてでございますが、道総研は、これまで培ってきた豊富な知識や技術はもとより、幅広い分野にわたる研究開発機能が集約された強みを生かし、本道の経済や産業の発展、道民生活の安全、安心の確保など、道の重要な施策の推進に資する研究機関として大きな役割を担っているものと認識をしております。

このため、道では、運営費交付金の確保や職員の派遣などの支援に努めますとともに、道総研運営支援検討会議の開催により、各部の施策情報の共有や研究の推進方向の検討を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、道総研が効果的、効率的な業務運営を行うことにより、道民生活の向上や道内産業の振興により一層寄与することができるよう、連携を密にしながら、研究と経営の両面から支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 北海道立総合研究機構について伺ってまいりました。

北海道の新たな時代の産業経済を切り開き、地域の活性化、道民生活の向上を図る上で道総研が果たすべき役割は非常に大きいと考えます。

この問題につきまして、知事のお考えを直接聞きたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

次に、地方空港の活性化についてです。

令和2年1月、道内7空港の一括民間委託がスタートいたしました。委託先となった北海道エアポート——HAPは、「世界の観光客を魅了し、北海道全域へ送客するマルチ・ツーリズムゲートウェイ」を標榜し、新千歳空港だけではなく、旭川空港、函館空港など7空港全体で、

【第1分科会 11月14日 第5号】

最終的には、北海道全域での周遊観光流動の創出を目指しているというふうに承知しています。

しかし、HAPによる運営のスタートと前後しまして、新型コロナウイルス感染症が世界を席卷しました。HAPは、いきなり大変厳しい経営環境に置かれたということで、そうした中、本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に緩和されてから、航空需要の回復傾向も顕著となり、特に国内空港はコロナ禍前までの水準に戻ってきたものと感じています。

そこで、伺います。

まず、需要回復のための取組の枠組みと補助の実績についてです。

新千歳空港のみならず、7空港全体で観光流動の創出と言いましても、昨年度の時点では、HAPとしては、まずはコロナ禍で激減した需要の回復が最優先であり、道としても、自治体や航空会社が連携して実施する航空需要回復のための取組を支援していたものと承知しています。

その中には、7空港を舞台とし、HAPが地方空港の所在自治体や航空会社と連携して実施した全道域での取組があったものと伺っております。その枠組みと、道からの補助の実績額について伺います。

○小泉真志副委員長 航空課長嶋田貴洋さん。

○嶋田航空課長 北海道エアポートによる取組についてでございますが、昨年度、道が、航空需要の早期回復に向け、道内航空需要回復支援事業により支援した取組のうち、北海道エアポートを中心に7空港で実施されましたのは、北海道誘客促進実行委員会による道内誘客促進、航空利用促進のためのプロモーション事業と、「7 AIRPORTS FES実行委員会」による道内7空港への集客を目的としたイベント事業の二つでございます。

これらの事業は、いずれも北海道エアポートを事務局として、千歳市や旭川市など7空港が所在する全ての自治体で構成する委員会と航空会社4社との連携により実施されたところでございます。

また、道からの補助の実績としては、北海道誘客促進実行委員会へは、総事業費1260万円に対し、上限額の500万円、「7 AIRPORTS FES実行委員会」へは、総事業費540万円に対し、2分の1の270万円を交付したところでございます。

○寺島信寿委員 次に、需要回復のための取組の内容と効果についてです。

HAPが地方空港の関係者などとも連携して実施した全道域での取組として、道内外でのPRイベントのほか、誘客キャンペーンを行ったというふうに伺っておりますけれども、その内容と効果について伺います。

○嶋田航空課長 取組の内容とその効果についてでございますが、北海道誘客促進実行委員会では、道外からの誘客を目的として、航空券や自治体の特産品が当たるSNSキャンペーンのほか、7空港の全空港所在自治体が各地の魅力を発信するブースを首都圏のイベントスペースに設置し、冬の観光等をPRするイベントを開催しております。

また、「7 AIRPORTS FES実行委員会」では、道内各地から各空港への集客を目的として、それぞれの空港でミニコンサートを開催したほか、各地域にゆかりの特産品が当たる

抽せん会等を実施したところでございます。

これらの取組には、道内外から1万人以上の参加があったところでございまして、地方空港の周知や航空需要の喚起に一定の効果がありましたほか、多様な主体が航空会社と連携する機運が醸成され、さらなる航空需要の喚起に向けた今後の取組にもつながるものと考えております。

○寺島信寿委員 次に、地方空港の活性化に向けた今後の取組についてです。

国内の航空需要については、既にコロナ禍前の水準に戻った、あるいは超えているという認識ですが、HAPが目指す全道での観光流動の創出による地方空港の活性化につなげていくためには、継続的な道の支援が必要と考えます。この所見を伺います。

○小泉真志副委員長 航空港湾局長前川晃輝さん。

○前川航空港湾局長 地方空港の活性化についてでございますが、道では、航空ネットワークの充実強化に向け、道内全体としてはおおむねコロナ禍前の水準となった航空需要を、道央圏に比べ回復が遅れております地方空港へも行き渡らせることが重要と認識しております。

このため、昨年度実施した需要回復支援事業で醸成されました連携の機運を生かしながら、空港の利用促進に向けた取組がより広域なものとなるよう、今年度は、新千歳空港や道内地方空港のほか、道外も含む複数空港間での広域かつ多様な主体の連携による新たな需要創出に向けた取組を支援しております。

道といたしましては、こうした広域かつ多様な連携による取組への支援によりまして、観光流動の創出にもつながる全道での航空需要の拡大を図ることで、地方空港の活性化とともに、道内の航空ネットワークの一層の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 次に、地方空港への国際線就航についてです。

国際線につきましても、昨年7月、新千歳ーソウル線を皮切りに、東アジアを中心に、順次、路線の再開が進んでおります。本年7月以降は、HAPの今年度の事業計画を上回る水準まで需要が回復してきているものと承知しております。

しかし、国内線同様、国際線の再開や新規就航の中心となっているのは新千歳空港でありまして、私の地元の旭川空港では、韓国からのチャーター便が飛んでいた時期を除きますと、台湾との定期便が週2便往復するのみにとどまっております。

地方空港の国際線就航によるインバウンド効果を、空港を起点として広域的に波及させ、本道全体の活性化につなげるために、地域の関係者による受入れ体制の充実に向けた取組とともに、道の積極的な取組も必要と考えます。

今後、地方空港における国際線の路線拡大に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○前川航空港湾局長 路線拡大に向けた今後の取組についてであります。国際線は、地域振興や観光振興など本道の活性化を図る上で重要な役割を果たすものであり、インバウンド効果を道内全域に波及させるためには、旭川空港など地方空港への就航に向けた取組が必要であります。

【第1分科会 11月14日 第5号】

このため、道では、北海道エアポートや地元自治体などと連携して、道内に就航実績のある航空会社への働きかけを行うとともに、海外旅行に関するイベントの開催や、メディア、SNSを活用した情報発信による需要創出のほか、グランドハンドリングや保安検査といった空港業務を支える人材の確保にも取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後も、地域の関係者と連携しながら、航空会社への働きかけを強化するとともに、空港関係事業者の採用活動に協力するなど、道内の地方空港における国際線就航が早期に実現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 国際線の拡大、特に定期便が増えると、やっぱり、旭川空港に年間どれぐらい来るといのが読めますので、仮に市内にホテルが1万室あれば、2万室まで行けるとか、富裕層がそこそこ来るといことになれば、もっとラグジュアリーなホテルが必要だとか、ビジョンが立ちますし、必要なインフラ整備も進むので、地域の経済波及効果は非常に大きいなと思っています。当然、飲食業の方々も、どういう準備をするかということもあるので、先にこの路線の誘致が決まってくると、やっぱり、一気にいろんなところが動き出すなということを感じます。

先ほど需要の回復の取組を伺いましたけれども、現場感としては、需要はもう相当数あって、また、今後増えるだろうという感覚になっていますが、今おっしゃったように、グランドハンドリングなどの問題で、受け入れる側のスタッフがいらないからちょっと難しいみたいな話が現場では非常に強くあります。

旭川に限らずなのですけれども、やはり、地方空港が活性化をすると、全域でさらにまた周遊の流れもできます。それから、エージェントですか、東南アジアなどは航空会社とともに、やっぱり、エージェントのほうの方が力を持っていたりするということもあるし、結構調べに来ているなという感じもありますし、そういう話も聞きます。トータルでその情報を集約して、効果的な路線の誘致作業を行ってもらえればなと考えます。

地方空港を起点とした本道全体の活性化ということは非常に重要だと思っておりますので、この問題については知事の考えを直接聞きたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしく申し上げます。

次に、交通政策について伺います。

物流の2024年問題とトラックドライバーの確保についてということで、本道の物流の中核を担うトラック輸送においては、ドライバー不足や、2024年から適用される時間外労働の上限規制への対応に加え、燃料価格の高騰などの問題に直面しているなど、安定的な物流の確保が懸念される状況にあるものと認識しております。

こうした中、昨年度、道では、物価高騰等の影響を受けているトラック事業者に対して臨時的な支援を行うなど、道内物流の維持確保に必要な取組を実施しているものと承知しておりますが、物価や燃油の高騰は続いており、トラック事業者の経営状況は依然として厳しいものと考えます。

道内におけるトラック輸送の現状や課題について、どのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 物流企画担当課長 椋平剛史さん。

○椋平物流企画担当課長 トラック輸送の現状などについてでございますが、国の統計調査によりますと、令和3年度の道内における貨物輸送量は約2億9500万トンであり、そのうち、トラック輸送が約2億8600万トンと全体の97%を占め、宅配便や食料工業品、石油製品をはじめとする様々な物資を輸送しておりまして、道内の暮らしや経済活動を支える重要な役割を担っております。

こうした中、運送事業者におきましては、燃油価格等の高騰のほか、人口減少や高齢化の進行に伴うドライバー不足に加え、2024年4月から適用されます時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面しており、本道の物流を安定的に確保していくためには、労働時間の短縮や収入の確保といった労働環境の改善のほか、輸送の効率化などに関係者が連携して取り組むことが重要と考えております。

○寺島信寿委員 次に、道の取組についてです。

トラック事業者が抱える様々な課題に適切に対応し、道内のトラック輸送を維持確保するためには、人材の確保や事業者の経営の安定化、輸送の効率化などの取組を進めることが重要と考えます。

道では、これまでどのような取組を行っているのか、伺います。

○椋平物流企画担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、これまで、物流事業者をはじめ、国や関係団体などと連携し、名寄市における道の駅を拠点とした中継輸送、共同輸送や、東川町でのドローン輸送の実証実験などの輸送の効率化をはじめ、荷待ち時間の削減や適正な運賃収受に向けた荷主への働きかけのほか、道民への再配達削減に向けた啓発などを行ってきたところでございます。

また、人材の確保育成に向けまして、トラック協会と連携して、大型免許取得に対する助成を行っているほか、今年度、新たに、移住イベントへの出展により、道外からの運転手確保に向けたプロモーションを行ったところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

国では、本年6月、2024年問題に対応し、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して、物流を支えるための環境整備に向けた「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定したところであり、さらに、今般、早期に具体的な成果を得られるよう、物流革新緊急パッケージも示し、取組を進めているものと承知しております。

道として、安定的な物流の確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 物流担当局長 白戸則幸さん。

○白戸物流担当局長 今後の取組についてでございますが、道では、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、各輸送手段の機能や連携の強化など、将来にわたり安定的かつ持続的な物流体制を確保するための具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や経済

団体、産業団体、行政が一体となり、共同輸送や中継輸送などのトラック輸送の効率化や、鉄道輸送へのモーダルシフトの推進などに取り組んできたところがございます。

また、国におきましては、本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、荷待ち時間を削減するための商習慣の見直しなど、物流を支える環境整備に向けた抜本的な対策を示しますとともに、10月には、モーダルシフトの推進や再配達率の半減などの緊急的に取り組む施策を掲げました物流革新緊急パッケージをお示したところがございます。

道といたしましては、引き続き、国や関係者と連携を図りながらこうした取組を進め、安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に向けまして取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 次に、地域交通についてです。

地域の公共交通が利用者の減少などによって大変厳しい状況にあるという中で、特に課題となっているのが、物流と同様に運転手不足と考えます。

私の地元の旭川におきましても、乗務員不足等を理由に、通常運行ができず、土日・祝日ダイヤでの運行、また、ダイヤ改正に合わせた路線の見直しが行われております。こうした動きは、旭川のみならず、全道各地において、運転手不足を要因としたバス路線の減便、廃止が生じている状況と認識しております。

まず、この運転手不足の現状について、道内において、多くのバス事業者が運転手不足を理由として路線の減便を行っているということなのですが、この運転手不足の現状に対する道の認識、そうした運転手不足となる要因についてどのように考えているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹さん。

○齋藤地域交通担当課長 運転手不足についてでございますが、北海道バス協会が本年7月に実施した調査では、道内の主要バス事業者のうち、約9割の事業者において運転手が不足していると回答しており、多くのバス事業者が人材不足の課題に直面しているものと認識しております。

運転手不足の要因としては、事業者の皆様から、高齢の運転手の退職や新規採用者の減少、低い所得水準や長時間労働といった労働環境の要因とともに、運転手の育成にはコストがかかること、また、自社のみで新規採用者の募集を行っても十分な雇用を確保することが難しいなどと伺っているところがございます。

○寺島信寿委員 次に、道の取組についてです。

これまでも、運転手の高齢化などによる運転手不足が懸念されてきたところではありますが、道では、これまで運転手不足についてどのような取組を実施してきたのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 運転手確保に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、北海道バス協会などと連携して、バス運転体験をセットにした合同就職相談会の開催や、2種免許取得費用の助成、若年者向け啓発活動などに取り組んできたところでもあります。

また、今年度からは、これらの取組に加え、合同就職相談会をハローワークと連携しながら全道各地に拡大して開催するほか、首都圏において、北海道へのU・Iターンイベントへの出展

や、全国のバス事業者が集う就職イベントに参加するなど、道外プロモーション活動等に取り組んでいるところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

今後に向けては、これまで以上に交通事業者など地域の関係者と連携しながら、早急に運転手確保に向けた取組を進めなければ、地域のバス路線は守れないものと考えます。

道としての今後の対応について伺います。

○小泉真志副委員長 交通政策局長千葉繁さん。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、地域のバス事業者は、住民の方々の暮らしや産業を支える極めて重要な役割を担っていますが、多くの事業者が運転手不足に直面しており、運転手の確保は地域のバス路線を確保していく上で重要な課題と認識しております。

このため、道では、今年度、新たに全道各地に拡大した合同就職相談会の開催や、移住施策と連携した道外プロモーション活動などに取り組むほか、現在、道内各地で策定中の地域公共交通計画にも、運転手不足を重要な課題の一つと位置づけ、市町村など地域の方々と連携しながら、運転手確保に向けた取組を実施していくこととしているところでございます。

また、国におきましても、2種免許取得の年齢要件を引き下げるとともに、免許取得に係る費用助成などの取組を行っているところであり、道としては、こうした国の取組を踏まえながら、引き続き、北海道運輸局や市町村、交通事業者などの関係者とより一層の連携の下、運転手確保に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 ありがとうございます。

次に、政策評価等についてです。

近年、世界的に、企業においてはいわゆる統合報告の導入が進んできております。これは、企業価値の評価に当たって、企業の決算といった財務情報だけではなくて、非財務情報の適切な開示を求めているということでもあります。また、企業内部におきましても、非財務情報をいかに把握し、活用するかという点で重要になっていると思います。

現在、国においても検討が進められており、先般の内閣府令等の改正により、非財務情報の開示の一つとして、人的資本、多様性を含むサステナビリティ事項の記載欄が有価証券報告書に新設され、2023年3月31日以後に終了する事業年度に関わるものから適用されるところであります。

今後、非財務情報の開示基準の検討が一層進み、いずれは、より多くの項目が法定開示事項として有価証券報告書に盛り込まれていくのではないかと予想しております。地方自治体においても、こうした世界的な流れを踏まえた対応を検討していくことが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、伺います。

まず、道政推進状況の報告に関する現状についてです。

【第1分科会 11月14日 第5号】

地方自治法では、地方公共団体の長は、決算を議会の認定に付した後、決算の要領を道民に公表しなければならないとされており。道政の推進状況は、収支や財務などのいわゆる決算だけではないものと考えますが、現在、道民に対して道政の推進状況をどのように示しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 計画推進課長佐々木敏さん。

○佐々木計画推進課長 道の財務に関する情報についてでございますが、道では、予算の編成、執行から決算までのプロセスを透明化し、一連のものとして、それぞれの段階ごとに取組状況をお示しすることが重要と認識してございます。

こうした認識の下、道といたしましては、決算について、道民の皆様にお示しすることはもとより、予算編成の段階では、あらかじめ予算編成方針や重点政策の展開方針といった基本となる考え方をお示した上で、具体の予算検討を行い、取りまとめた予算や事業内容については、知事の記者会見や道のホームページ等を通じ、情報発信を行っているところでございます。

また、事業の実施段階では、政策評価により、前年度決算における実績などを含め、各施策の取組状況の進捗管理を行い、翌年度の予算編成等に反映し、公表するなど、一連のサイクルとして道民の皆様へ情報発信を行っているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、政策評価の仕組みについてです。

道では、平成14年に政策評価条例を制定し、毎年度、計画、実施、評価、改善というPDCAサイクルで各種政策の評価を行い、その結果を予算や組織、計画などに反映させ、政策決定や事業執行に関する情報を広く道民に提供するとしています。つまり、政策評価は、組織改善の仕組みであるとともに、道民への情報提供と説明責任を果たすことにも重要な役割を担っているものと考えます。

政策評価の仕組みと毎年度のスケジュールについて伺います。

○佐々木計画推進課長 政策評価の仕組みについてでございますが、道では、外部有識者による審議を経ながら、毎年度、施策の取組状況を客観的に評価し、その結果を翌年度の予算編成や組織の見直しに適切に反映できるよう、北海道政策評価条例に基づき、政策実施途中の時点で評価を行う中間評価として実施しているところでございます。

また、具体的なスケジュールといたしましては、例年4月に基本方針、実施方針を決定し、7月から10月にかけて、7月1日現在の進捗状況等に基づき、所管部局における1次評価及び全庁的な視点から実施する2次評価を行い、政策評価委員会で御審議をいただいた後、11月に評価結果を取りまとめ、決定、公表しております。

○寺島信寿委員 次に、政策評価と決算報告の関係について伺います。

政策評価の基本評価が取りまとまるのは毎年11月であり、決算報告の時期とほぼ同時期となっております。一方で、この二つが道民にどう伝わっているのかという点におきましては、工夫の余地があるのではないかなと考えます。

道民に対して、道政の推進状況を分かりやすく発信するといった視点で、政策評価と決算報告

はどのように関係しているのか、伺います。

○佐々木計画推進課長 政策評価と決算との関係についてでございますが、政策評価は、事業の企画立案や翌年度の予算編成などに反映させることを目的に、前年度決算の内容となっている取組実績や成果、課題や当該年度の進捗状況について点検、検証を行っているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、非財務情報についてです。

道では、財務情報として、統一的な基準に基づく財務書類を作成し、道民に対して財務状態や業績についての説明責任を果たしているものと考えます。利益という明確な指標がある民間企業とは異なっております。地方自治体の業績を財務情報のみによって把握することは困難であると思います。地方自治体においても、非財務情報を活用していくことが重要となるというふうに考えています。

非財務情報の定義は明確なものではありませんが、新たに有価証券報告書に記載することとなった事項、例えば人的資本については、現在、どのように道民の皆様にお示ししているのか、伺います。

○佐々木計画推進課長 人材の育成など人的資本の情報についてでございますが、民間企業のうち、上場企業等においては、近年、投資判断などに資する企業情報として、決算などの財務情報に加え、非財務情報である人的資本など、企業のサステナビリティに関する事項について、有価証券報告書への記載が求められるようになったところでございます。

道におきましては、企業のサステナビリティに関する事項における人的資本に相当するものとしたしましては、地方公務員法に基づく人材育成基本方針において、職員として向上すべき資質や能力の内容とそのための方策などの情報が記載され、女性活躍推進法等に基づく特定事業主行動計画において、本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合といった数値目標などの情報が記載されており、これらは、道のホームページなどを通じ、広く情報発信しているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、事業成果の公表についてであります。

企業の決算においては、様々なステークホルダーというのですか、株主とか投資家、また、近年では、地域や社会に対する全般的な責任まで広く含めて一元的に説明責任を果たすIRが当然となっていると思います。これを道に当てはめると、道にとっての株主、投資家は道民ということだと思います。

道におきましては、政策評価だけでなく、担当部局における各種計画の報告書など多くの情報が公開されておりますが、より分かりやすい情報提供を行うため、幅広い政策分野にわたる情報を簡潔にまとめ、前年度予算において重点的に取り組むとした施策の成果などにつきまして、例えば、企業のIRレポートのような報告書を作成するということは有効ではないのかなと考えますけれども、その所見を伺います。

○小泉真志副委員長 計画局長笠井敦史さん。

○笠井計画局長 政策の推進状況の公表についてでございますが、道では、各部が取り組む幅広い政策を道民の皆様に分かりやすくお伝えしていくためには、各政策を体系立てて整理をし、お示しすることが重要と認識しておりまして、こうした考えから、道の政策の基本的な方向を示す総合計画を定めますとともに、保健、医療、福祉、経済、産業などといった個別の分野において、総合計画における政策の体系や柱立てに基づきまして、具体の政策を推進する特定分野別計画を策定しまして、これらの計画について、道のホームページをはじめ、各種の広報媒体を活用し、道民の皆様によくお示しをしているところでございます。

また、こうした各計画の推進に当たりまして、総合計画の体系や柱立てに沿いまして、毎年度、政策評価を実施し、取組の実績や指標の進捗などにつきまして公表をしているところでございます。

道といたしましては、引き続き、各計画策定の考え方や推進状況などの情報発信について、道民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○寺島信寿委員 最後に、今後の取組についてです。

道民に対する説明責任をいかに果たすかということだと思っておりますけれども、大手企業のディスクロージャーとかを見たら、昔は利益追求で、例えば、株式単位でどれぐらい利益が出るかみたいなのが、結構、表現のメインだったと思っておりますけれども、今はもう完全にサステナビリティに変化していて、我が社は人類の課題にこういうふうに向かっているとか、ダイバーシティがこれだけ進んでいますとか、それは人材の確保にも直結しているということを企業はよく理解して、このディスクロージャーをいかにつくるかと、物すごい工夫とスピード感を持って対応しているなどすごく感じます。そういうのも非常に重要な取組じゃないかなと思っております。上場企業などが対象となる有価証券報告書だけでなく、企業全般における財務情報、非財務情報を合わせた統合報告の作成ということが大事だと思います。

行政におきまして、様々な各種計画の報告書と、これまで作成してきた財務情報を組み合わせ、企業における統合報告の考えを生かすことで、住民のより一層の理解を得られるようになるものと考えます。

統合報告といった手法について、どのように考えるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、道の所見を伺います。

○小泉真志副委員長 総合政策部長三橋剛さん。

○三橋総合政策部長 今後の対応についてでございますが、道では、総合計画など様々な計画策定の考え方や推進状況などを明らかにし、道民の皆様の御理解と御協力を得ながら具体的な政策を進めていくことが重要との認識の下、これまで、予算や決算など財務に関する情報はもとより、それらと連動する政策につきましても、道民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、総合計画における政策の体系や柱立てに基づき、考え方や推進状況などを整理し、体系的にお示ししているところでございます。

近年、上場企業におきましては、投資判断などに資する企業情報として有価証券報告書に人的

資本といった事項の記載が求められるなど、非財務情報も含め、統合的な情報開示が行われているものと承知しております。

こうした中、国では、自治体行政の分野への統合的な情報開示の導入検討は現段階では行われていないものと認識しておりますが、人的資本に関する事項につきましては、法律等に基づき、道も含めて、既に取り組状況や指標を公表しているところであり、道といたしましては、国の検討状況を注視しながら、引き続き、道政の推進状況に関する情報発信が道民の皆様により分かりやすいものになるよう工夫を重ねてまいります。

以上でございます。

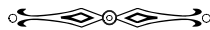
○小泉真志副委員長 寺島委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩



午後 1 時 開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総務部所管審査

○清水拓也委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

林祐作君。

○林祐作委員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

財政運営について、まず伺います。

昨年度決算の内容や今後の財政運営などについて、順次伺ってまいります。

令和4年度決算の認識について、まず伺います。

昨年度の財政運営においては、新型コロナウイルス感染症対策経費をはじめ、国の補正予算や予備費活用に対応した経費などについて所要の予算措置を講じたものと承知しております。4年度の一般会計における歳出総額の決算規模は約3兆4900億円、実質収支は約274億円となっております。

道は、昨年度の決算の特徴などについてどのように認識しているのか、まず伺います。

○清水拓也委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 令和4年度の一般会計決算についてであります。昨年度の決算額は約3兆4900億円となり、3年度と比較して約90億円程度の増加となったところでございます。これは、

感染症対策に要する経費などが増加したことが主な要因となっております。

また、収支の面では、歳入の確保や予算執行の効率化に努めたことに加え、国の緊急包括支援交付金を活用して、最大限、予算を確保した結果、その剰余金が約113億円生じたことなどにより、約274億円の黒字となったところでございます。

なお、緊急包括支援交付金に係る剰余金を除いた収支は、約161億円の黒字となっておりますが、道財政は今後も収支不足が生じる見通しにあることから、引き続き、財政健全化に向けた取組を進める必要があると認識しております。

○林祐作委員 次に、道税収入についてであります。

道税は、道の貴重な自主財源であり、安定的な財政運営を行うためには、その総額を確保していくことが非常に重要となってきます。このような中、4年度の道税収入決算額は約6488億円となっており、過去最高額であった3年度から約300億円増加し、2年連続で過去最高額を更新したとのことです。

前年度を大幅に上回ることであった要因を、道はどのように分析しているのか、伺います。

○清水拓也委員長 税務課長赤坂誠司君。

○赤坂税務課長 令和4年度の道税収入についてであります。前年度の決算額との比較で主な税目について申し上げますと、地方消費税貨物割が原油価格の上昇等による輸入額の増加により約177億円の増、法人事業税は、道内外ともに企業業績が改善し、前年の所得を上回ったことにより約98億円増加したことなどから、道税全体では、前年度の決算額を約300億円上回る6488億円となったところでございます。

○林祐作委員 続いて、道税収入額の増加には、徴収率も大きく関係していると考えます。

道税の徴収率は、新型コロナウイルス感染症の影響により2年度に大きく下降しましたが、近年では回復傾向にあり、3年度の徴収率は道税全体で98.6%まで上昇したところです。

4年度の徴収率も、3年度から0.3ポイント上昇し、98.9%となりましたが、主な税目の徴収率の状況について、増減の要因も含めてお伺いいたします。

○清水拓也委員長 税務対策担当課長佐々木恒司君。

○佐々木税務対策担当課長 令和4年度の徴収率についてであります。前年度との比較で申し上げますと、個人道民税は、市町村との連携を強化するなどの徴収対策により、前年度の97.2%から97.3%と0.1ポイント上昇、自動車税は、滞納処分の徹底などにより、前年度の99.1%から99.2%と0.1ポイント上昇、軽油引取税は、事業者に対する納期内納入の働きかけなどにより、前年度の96.4%から98.2%と1.8ポイント上昇したことなどから、道税全体では、前年度を0.3ポイント上回る98.9%となりまして、これまでで最高の徴収率を記録したところでございます。

○林祐作委員 次に、歳入に関連し、収入未済額の状況についてであります。

道税収入の収入未済額は、コロナ対応の特例措置として講じられた徴収猶予により増加した2年度を除くと年々減少してきており、3年度は約81億円となりました。

そこでまず、4年度の収入未済額はどのようになっているのか、伺います。

また、道では、これまでも様々な取組を行い、収入未済額の縮減に取り組んできたと承知しておりますが、今後は、さらなる縮減に向け、どのように取り組んでいくのか、併せてお伺いをいたします。

○佐々木税務対策担当課長 道税の収入未済額の状況についてでございますが、令和4年度の収入未済額は、前年度と比較して、道税全体では約12億円減の約69億円となったところでございます。

収入未済額の縮減に向けては、多額となっている個人道民税について、事業者が給与から天引きする特別徴収の拡大や、地域ごとの市町村で構成する滞納整理組織に道職員を派遣するなどの対策を実施するほか、自動車税などその他の税においても、納税に誠意のない悪質な滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えなど、それぞれの実態に即した厳正な滞納処分を徹底していくとともに、スマートフォンアプリを活用した電子マネーなどの多様な納税方法により自主納税を促進し、引き続き、効果的な徴収対策に取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、各種貸付金返還金など、税外諸収入に関する収入未済額について伺います。

道では、平成30年度に施行した債権管理条例に基づき、債権管理の適正化、効率化など、税外収入未済額の縮減に向けた取組を進めていると承知しておりますが、直近3年の収入未済額の推移はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○清水拓也委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 税外収入未済額の推移についてでございますが、直近3年の税外収入未済額は、令和2年度末が約119億円、令和3年度末が約117億円、令和4年度末が約114億円と、毎年度減少しているところでございます。

○林祐作委員 昨年の決算特別委員会において、我が会派の同僚議員が収入未済額の縮減に向けた取組について質問をし、道から、債権管理マニュアルの整備や債権管理条例の手續に沿った債権放棄などを進めるとともに、未収債権のさらなる回収が期待できる民間委託の導入拡大を検討するとの答弁がありました。

その後、民間委託の導入拡大についてどのように対応したのか、併せてお伺いをいたします。

○高畠資金担当課長 民間委託の導入拡大についてでございますが、道では、令和4年度まで、母子福祉資金貸付金や道営住宅関連の使用料など、債権回収が困難化している12種類の債権について民間委託をできており、さらなる民間委託拡大のため、民間業者と協議し、受託の見込みが得られた看護職員等養成修学資金貸付金、公立高等学校奨学資金貸付金の2種類の債権について、今年度から新たに委託を開始したところでございます。

民間委託による令和4年度の債権回収額は1.3億円となっており、債権回収の民間委託に関する取組は一定程度効果を得られていると考えておりますが、今後とも、全ての債権について適切な回収に努め、収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、実質公債費比率の状況について伺います。

去る9月、道は、4年度決算に基づく実質公債費比率の算定結果と今後の推計を公表しました。前回、6月での公表からあまり期間がたっていないため、数値の異動は小幅でありましたが、全体として見通しは改善されております。

そこで、この実質公債費比率について、今後の推移をどのように見込んでいるのか、お伺いをいたします。

○高畠資金担当課長 実質公債費比率の推移についてでございますが、令和4年度決算に基づく実質公債費比率は18.9%と、指標が創設されて以来、過去最低の水準となったところでございます。

今後の推移につきましては、平成4年度以降に行われた大規模な景気対策時に発行した道債が償還時期を迎えますことから、令和8年度には22.6%まで上昇し、その後も12年度までは22%台が続くなど、高い水準で推移する見込みとなっているところでございます。

○林祐作委員 そこで、次に、実質公債費比率の改善に向けた取組について伺います。

財政運営が極めて厳しい現状にあった時期に、減債基金への多額の積立留保を行ったことが、実質公債費比率が高止まりする大きな要因となっているとのことであり、道は、比率改善のため、4年度からは当初予算で30億円を減債基金に計画的に積み戻し、年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しも行うこととしております。

そこで、4年度に道が行った積み戻しの金額と、これによる比率改善効果がどの程度あったのか、お伺いいたします。

○高畠資金担当課長 減債基金への積み戻しについてでございますが、令和3年度には、最終補正予算において100億円を計上し、積み戻しを開始したところでございます。

令和4年度におきましては、計画的な積み戻しとして、当初予算に計上した30億円に加え、最終補正予算で50億円を追加し、合計80億円を減債基金に積み戻したところでございまして、これにより、令和7年度以降の実質公債費比率について、0.1から0.2ポイントの改善効果が見込まれるところでございます。

○林祐作委員 比率は、今後、当面のピークである令和8年度に22.6%まで上昇し、その後も22%台がしばらく続くとのことであります。早期健全化基準である25%に近い水準であり、今後、金利上昇が懸念されることも考えれば、比率の改善に向けて、引き続き取り組んでいく必要があることを指摘申し上げます。

次に、今後の財政運営についてお伺いをいたします。

第3回定例会の我が会派の代表質問に対し、知事は、令和6年度以降の収支対策について、今後、改めて収支見通しの精査を行い、年内にその方向性を示すと答弁がありました。予算特別委員会での議論にもあったとおり、収支見通しの精査に当たっては、金利上昇のほか、国の施策拡充に伴って必要となる地方財源がしっかりと確保されるのかなど、気がかりな要素があります。

また、先月初めには、道人事委員会から職員給与引上げの勧告もあったところであります。

道では、現在、収支見通しに関する作業を鋭意進めていると考えますが、現時点での精査の状況を伺います。

○松林財政課長 収支見通しの精査についてであります。道では、来年度以降における収支対策の検討に当たって、現在、収支見通しの精査を進めているところでございます。

現時点における主な変動要素としては、道債の条件確定などに伴う道債償還費の減少が近年に比べて小幅となる一方、人事委員会勧告への対応による人件費の増加が見込まれております。

このため、来年度以降の収支不足額は、第2回定例会でお示しした見通しから一定程度拡大する可能性があると考えられますが、引き続き、見込み得る変動要素を可能な限り把握した上で、収支見通しの精査を進めてまいります。

また、来年度予算編成に当たっては、国の予算編成を踏まえ、道債の予算積算金利や国の施策拡充に伴う歳入歳出への影響などについて精査をする必要があると考えております。

○林祐作委員 最後に、収支対策について伺います。

第3回定例会の予算特別委員会でも、我が会派の同僚議員から、収支不足が悪化に転じることも視野に対策を検討すべきと指摘をしておりますが、今後示される国の対策や金利動向によってはさらに悪化することも懸念されるため、引き続き、計画的に財政健全化を進めていかなければならない状況にあると考えます。

一方、エネルギー価格等高騰の中でも、適切な維持管理等に必要な予算は確保する必要があると考えます。また、賃金上昇といった全国的に進めている施策の方向性とも軌を一にして取り組んでいくことが重要であります。

道は、来年度以降の収支対策についてどのように検討しているのか、伺います。

○清水拓也委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 収支対策についてであります。道財政は、人件費の増加や金利動向のほか、少子化対策など国の施策拡充に伴う影響によりまして、来年度以降、収支不足額が拡大する可能性があるところでございます。

このため、今後の財政運営に当たりましては、収支不足額の縮小や実質公債費比率の改善、財政調整基金の確保といった財政健全化の取組を、引き続き、計画的に進めていく必要があると考えておりますが、一方で、エネルギー確保をはじめとした物価高騰など、現下の課題や中長期的な政策課題にも適切に対応していくことが重要と認識しております。

道といたしましては、こうした観点に立ちまして、収支見通しの精査と併せて、必要な収支対策の検討を進めてまいります。

○林祐作委員 やはり、収支不足額は拡大する懸念があるとのことであり。一方で、答弁にあったとおり、引き続き、健全化を進めながら、目の前の課題やその先を見据えた取組にもしっかりと取り組む必要があります。そうした観点で、収支対策の検討を進められるよう指摘をさせていただきます。

続いて、次の項目に移りたいと思います。

【第1分科会 11月14日 第5号】

人事行政についてお伺いをしていきます。

10月6日の道人事委員会の職員給与等に関する報告によりますと、令和4年度の長期療養者の状況を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策のさらなる充実と着実な実施の必要性が指摘されております。

そこで、職員のメンタルヘルス等について、以下、数点伺います。

道職員の職場環境は、行政ニーズの多様化、複雑化によって厳しさが増してきていると考えますが、そうした状況にあっても、行政課題に適切に対応し、道政を推進していくためには、職員が心身ともに健康で職務に専念できるようにすることが重要です。

道職員の長期療養者の状況はどのようになっているのか、伺います。

○清水拓也委員長 職員厚生課長玉川法之君。

○玉川職員厚生課長 職員の長期療養者の状況についてであります。令和2年度から令和4年度までの3か年に疾病により長期療養した職員は、令和2年度は334名、令和3年度は410名、令和4年度は474名となっており、そのうち、精神及び行動の障がいによる長期療養者は、令和2年度は226名、令和3年度は297名、令和4年度は352名と、いずれも増加傾向となっております。

○林祐作委員 このたびの人事委員会報告においては、若年層職員の長期療養者の割合が高いことが報告されており、総務省の調査においても、全国的な傾向として、若年層職員のメンタルヘルス対策が課題とされております。

精神及び行動の障がいによる若年層職員の長期療養者の状況はどのようになっているのか、また、その状況をどのように受け止めておられるのか、伺います。

○玉川職員厚生課長 若年層職員の長期療養者についてであります。令和2年度に総務省が行った全国調査によりますと、多くの地方公共団体において、若年層職員のメンタルヘルス不調者の発生率が高い傾向にあると報告されております。

道においても、令和2年度から令和4年度までの3か年に精神及び行動の障がいにより長期療養した29歳以下の職員が、令和2年度は67名、令和3年度は117名、令和4年度は127名と増加し、長期療養者の3分の1以上を若年層職員が占めており、憂慮すべき状況にあるものと認識しております。

若年層職員の心の健康は、個人の健康管理上の問題にとどまらず、将来の道政の円滑な運営のためにも重要であると考えており、若年層職員に対するメンタルヘルス対策が課題となっております。

○林祐作委員 道では、平成26年4月に策定した北海道職員健康づくり計画に基づき、職員の健康づくりを積極的に推進していると認識しておりますが、メンタルヘルス対策に関しては、未然防止、早期発見や対応、復帰支援等の各段階に応じた取組が必要であるとされております。

道では、これまで長期療養者に対してどのような取組を行っているのか、伺います。

○玉川職員厚生課長 メンタルヘルス対策についてであります。職員が心の健康を保つために

は、職員自らが心身の不調に気づき、自発的に相談することや、管理職員が職員の心身の不調などを早期に発見し、対応に努めることが重要であります。

このため、職員自身が心理的な負担の程度を把握し、ストレスの気づきを促すためのストレスチェックや、職場環境づくりについて職員同士が話し合う職場ドック事業のほか、精神保健医による心の健康相談、メンタルヘルスに関する基礎知識や、心の健康に問題を抱えた職員への対応などについて理解を深めるためのセミナーを開催しているところであります。

また、長期療養からの職場復帰に際しては、振興局管内ごとに設置する健康管理審査会専門部会において、主治医の意見や療養経過などを踏まえ、職場リハビリテーションの実施や復職の可否を判断しているほか、職場復帰後においても、精神保健医による心の健康相談や保健師による面談を継続し、再発の防止に努めております。

○林祐作委員 今後の取組について伺います。

長期療養者の減少を図るためには、メンタルヘルス対策の内容のさらなる充実に向けて積極的に取り組んでいくべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○清水拓也委員長 人事局長飯田滋君。

○飯田人事局長 今後の取組についてであります。多様化、複雑化する行政課題に迅速かつ適切に対応していくためには、職員一人一人の能力が十分発揮されるよう、その基礎となります職員の健康づくりを計画的かつ継続的に推進していく必要があると認識しております。

道では、北海道職員健康づくり計画に基づきまして、様々なメンタルヘルス対策を推進してきたところであります。長期療養者が増加傾向にある中、特に長期療養者の3分の1以上を若年層職員が占めており、今年度、新たに若年層職員への対策として、採用1年から2年目の職員を重点的に対象としたメンタルヘルス研修の実施や、心の健康に関するメールマガジンの配信のほか、管理職員に対し、職場不適応の早期発見と解決方法の周知を行ったところでございます。

道といたしましては、今後も、若年層職員に対する重点的な対策を講じますとともに、全ての職員が心の健康を保つことができるよう、メンタルヘルス対策のさらなる内容の充実とその着実な実施に取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、パワーハラスメント対策について伺います。

道では、昨年の我が会派の同僚議員による議会での質疑を踏まえ、本年3月に従来の「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を見直し、今年度からは、ハラスメント110番や外部窓口を新たに設置するなど、パワーハラスメント対策の強化を図っていると承知しております。

そこで、以下、パワーハラスメント対策などについて順次伺います。

パワーハラスメントの解決を図るためには、まず、相談者が一人で抱え込まずに相談することが問題解決の第一歩となります。知事部局における職員からの相談実績は、昨年度までどのような状況だったのか、また、本年3月の指針見直し後、どのようなになっているのか、お伺いいたします。

○清水拓也委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与服務担当課長 相談件数についてであります、パワーハラスメントに関する過去3年間の相談件数は、令和2年度が5件、3年度が7件でありましたが、令和4年7月に、匿名や本人以外からの相談にも応じることや、相談者の秘匿性が確保されることを明示したリーフレットを新たに作成、配付し、職員への周知徹底を図ったことなどから、4年度には38件と大幅に増加しています。

今年度につきましては、10月末現在で24件と、昨年度をやや上回るペースで相談が寄せられているところであり、これらの相談を受け付けた窓口別で見ますと、従来から設けておりますハラスメント相談員への相談が14件であるほか、簡易申請システムを活用したハラスメント110番によるものが9件、弁護士が相談を受け付ける外部窓口によるものが1件と、新たに策定した「ハラスメントの防止等に関する基本指針」に基づき、今年度から運用を開始した窓口の利用も見受けられるところであり、職員それぞれの事情に合わせて相談が行われているものと受け止めております。

○林祐作委員 次に、相談者が安心して相談するためには、単に相談窓口を設置するだけでなく、相談員が適切に対応できる体制を整備していくことが重要だと考えますが、相談員のスキルアップに向けてどのように取り組んできたのか、伺います。

○菅井給与服務担当課長 相談体制についてであります、道では、相談員が迷うことなく的確に相談に対応できるよう、相談を受ける場合に留意すべき事項や相談への標準的な対応方法などを示したハラスメント相談対応マニュアルを昨年11月に新たに作成し、相談員に配付するとともに、今年1月には、対応マニュアルのポイントを分かりやすく伝えるダイジェスト版の解説動画も作成し、相談員がいつでも視聴できるよう庁内イントラネットに掲載するなどして、相談員の知識や技能等の向上に取り組んできたところです。

また、ハラスメントに関する知識の習得や相談技術の向上などを図る観点から、相談員を対象とした研修の実施を基本指針に新たに位置づけ、今月中にオンライン形式による研修を実施することとしているところでありまして、全ての相談員を対象に、パワーハラスメントをはじめ、各種ハラスメントに関する基本的な理解や相談員としての心構え、相談や調査を行う際の留意点などについて理解を深めてもらうこととしております。

今後、人事異動などによって新たに相談員に指名される職員もいることから、毎年、相談員向けの研修を実施していくこととしており、こうした取組を着実に進め、スキルの向上に努めてまいります。

○林祐作委員 次に、研修等の充実について伺います。

パワーハラスメント対策に当たっては、相談体制の充実と併せて未然防止の取組を充実させていく必要があります。

道では、全職員を対象とした研修を実施していると承知しておりますけれども、研修の実効性を高めるためにどのように取り組んでいるのか、伺います。

○菅井給与服務担当課長 職場研修についてであります、道では、毎年、コンプライアンス確

立月間を設け、各職場において、服務規律の確保や法令遵守の徹底を目的に、公務員倫理やハラスメント防止などに関する研修を集中的に実施しているところです。

今年度は、定期人事異動後の7月を確立月間とし、パワーハラスメントなどの防止に向けて、これまで行ってきた制度等の理解に関する講義に加え、昨年11月のハラスメントに関する職員アンケートで寄せられた、パワーハラスメントと感じた言動を職員の声として取りまとめ、新たに研修資料として配付するとともに、パワーハラスメントに関するセルフチェックシートにより、自身の言動や職場環境について自己点検を実施した上で、職場内で意見交換を行うよう見直しを図ったところです。

○林祐作委員 続いて、道は、昨年の我が会派の同僚議員からの指摘を踏まえ、部長級や次長級といった幹部職員を対象とした研修を毎年実施する旨の答弁をしておりますが、今年度はどのような研修を行うのか、伺います。

○清水拓也委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 幹部職員に対する研修についてでございますが、パワーハラスメントなどを許さない組織風土を醸成していくためには、幹部職員が自ら率先して理解を深め、その防止に関する意識を高めていく必要があることから、道では、昨年より幹部職員を対象とした研修を実施しているところでございます。

今年度は、10月に、対面とオンデマンド視聴を併せ、部長級、次長級などの幹部職員約250名を対象といたしまして外部講師による研修を行い、女性の活躍推進や若手職員のエンゲージメントの向上など、職場におけるダイバーシティの推進が、ハラスメントの防止を含めた働きやすい職場環境づくりにつながるなどについて御講義をいただいたところでございます。

○林祐作委員 今後の取組について伺います。

パワーハラスメント対策について伺ってまいりましたが、パワーハラスメント対策を通じた働きやすい職場環境の整備は、職員が能力を最大限発揮し、道政課題の解決に集中できる環境を整えるばかりではなく、新規採用職員の確保対策や離職防止対策としても意義あるものと考えます。

道は、新たな指針に掲げる、いかなるハラスメントも許さない組織風土の醸成に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 今後の対応についてであります。ハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけるなど人権に関わる問題であるとともに、職員の勤務意欲を低下させ、能力の発揮を妨げるなど、勤務環境を害し、さらには、道政に対する道民の方々からの信用を損なう事態を招くことになりかねない行為であると認識をしております。

このため、道といたしましては、全ての職員が意欲と能力にあふれ、健康で生き生きと働くことができるよう、「ハラスメントの防止等に関する基本指針」に基づきまして、各種研修の場や電子掲示板の活用など様々な機会を捉え、相談窓口の周知を行っていくとともに、毎年度実施い

【第1分科会 11月14日 第5号】

たします職員アンケートの結果も踏まえ、職場研修の充実や相談員のスキルの向上を図るほか、幹部職員への意識啓発を継続的に実施していくなど、今後ともこうした取組を通じながら、パワーハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを進めてまいります。

○林祐作委員 続いて、退職管理などについて伺います。

地方公務員法の改正に伴い、昨年度、道の関係条例が改正され、今年度から定年年齢が引き上げられました。今後、役職定年が導入される中で、高齢期職員が、公務で培った豊富な知識や経験などを生かし、公務内外で活躍していただくことが重要と考えます。特に、民間企業等における人手不足への対応という観点からも、必要な検討を速やかに進めるべきと考えます。

そこで、以下、退職管理などについて数点お伺いいたします。

令和5年第3回定例会では、道職員の再就職に関する退職管理要綱について、我が会派の同僚議員からの質問に対し、職員監から、団体等における人材確保といった観点も考慮しながら、退職管理要綱に定める給与制限等の見直しについて、関係する団体等の意見を伺うなどしながら適切に対応する旨の答弁があったところですが、その後の検討状況について伺います。

○古田人事課長 職員の退職管理についてでございますが、道では、職員の再就職に関しまして、退職管理要綱を定め、道の財政的関与度の高い団体への再就職に当たって、給与に一定の制限を設けておまして、その額は、地方公務員法の改正に基づく定年引上げ後の職員の給与水準と比べて低くなっていることから、このままでは、再就職を希望せず、引き続き職員としての勤務を希望する者が増えることが見込まれるところでございます。

このため、再就職者の給与などについては、定年引上げ後の職員の給与水準との均衡を考慮の上、団体等において、その職責などを勘案して定めることとするなど、要綱の見直しについて検討を進め、こうした見直しの趣旨や内容について、関係する団体等を訪問の上、丁寧に御説明をし、意見交換も行ってきたところでございます。

こうした経過を経まして、来年度以降の団体等における人材確保や組織運営に支障が生じないよう、10月末に退職管理要綱を改正したところでございまして、関係する団体等の方々にも正式に通知を行ったところでございます。

○林祐作委員 最後に、今後の対応についてお伺いいたします。

今後、定年年齢の段階的な引上げにより、道職員は、引上げられた定年年齢までその役割を全うする働き方や、道職員を退職し、地域の団体などで知識や経験を生かす働き方など、高齢期職員の働き方をめぐる環境は大きく変化しようとしておりますが、高齢期職員がその能力を十分に発揮して活躍するために、今後どのように対応していくのかをお伺いして、私の質問を終わります。

○谷内総務部職員監 今後の対応についてであります。地方公務員法の改正によりまして、道職員につきましても、今年度から定年の段階的な引上げや役職定年制が導入され、高齢期職員がその能力を発揮して活躍するとともに、若年層を含む全ての職員の働き方改革にも資することで、行政サービスの向上につながることを期待されているところでございます。

このため、道では、高齢期職員が期待される役割を十分に理解し、モチベーションを維持していくため、セカンドキャリア研修やキャリアデザイン研修等を実施していくとともに、役職定年となる職員が、新任の管理職員へのサポートや若手職員の指導育成などの役割を担っていくことができるよう、それにふさわしい職の設置につきましても現在検討を進めているところであります。

また、団体等からの要請に応じまして、道職員として長年培われた能力や経験を退職後に地域社会で生かすといったこともできるよう、今般、退職管理要綱の必要な見直しも行ったところであります。

道といたしましては、今後とも、高齢期職員の適性や能力を最大限に発揮できる適材適所の人事配置や研修内容の充実、さらには、退職管理の適切な運用などを通じまして、高齢期職員が公務内外で活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

○清水拓也委員長 林委員の質疑は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 私からは、原子力環境センターに関わって質問をさせていただきます。

令和4年度の監査報告書に指摘されている、原子力環境センターに対して指摘された不適切な会計処理等に関する監査結果について伺います。

まず、原子力環境センターは昭和61年に設置されたと承知をしておりますが、原子力環境センターの設置目的についてお伺いをします。

○清水拓也委員長 原子力安全対策課長稲場勝敏君。

○稲場原子力安全対策課長 原子力環境センターの設置目的についてであります。原子力環境センターは、泊発電所の周辺地域における住民の健康を守り、生活環境の保全を図るため、環境放射線の監視、測定、温排水の影響調査を行うとともに、地域に貢献するため、農業や水産に関する試験研究、放射線に関する広報啓発を行うために設置しております。

○小泉真志委員 大変大事な施設だと思いますけれども、この原子力環境センターは、防火管理者の届出が22年間行われていなかったことが監査委員から指摘をされています。

まず、この事案の具体的な内容と受け止めについて伺います。

○清水拓也委員長 原子力安全対策担当局長村松卓己君。

○村松原子力安全対策担当局長 定期監査における指摘の内容等についてでございますが、消防法では、学校や病院、事業場などに防火管理者を定めることとされており、これを定めたときは、遅滞なく、所轄消防長等に届け出なければならず、また、これを解任したときも同様とされておりますが、原子力環境センターにおきましては、平成13年6月の届出以降、人事異動に伴うこれらの届出を行っていなかったものでございます。

このたびの事案につきましては、当該センターにおける認識不足とチェック体制が取れていなかったことが原因であったと考えており、法令に基づく届出など、早急に適切な措置を講じることと併せ、再発防止に取り組む必要があると受け止めております。

○小泉真志委員 今、認識不足というふうにおっしゃられましたが、私は極めて信じ難いというふうに思っております。北海道の頭脳集団と言われる道庁の皆様方がいる中で、このことを認識していないというのは、私としてはちょっと違和感を感じざるを得ないと思っております。

そこで、対応の部分で、早急に適切な措置を講じるとの答弁でございましたけれども、今までにどのような措置を行ってきたのか、お伺いをします。

○村松原子力安全対策担当局長 具体的な対応状況についてでございますが、原子力環境センターでは、定期監査を受けた後、直ちに消防法に基づく届出状況や消防設備等の点検を行うとともに、所長から所属職員に対し、再発防止の徹底を行ったところでありまして、防火管理者の選任届につきましては、提出の準備が整った令和5年2月に提出したところでございます。

また、今年度は、定期人事異動後の6月に職場研修を行い、所長から職員に対し、改めて消防法について周知徹底をいたしました。

○小泉真志委員 2003年6月に消防法令が改正されまして、特定防火対象物の防火管理者に対して、5年ごとの再講習が義務づけされたというふうに承知をしております。原子力環境センターは、この特定防火対象物には該当しませんが、人事異動があれば防火管理者を変更しなければなりません。

そもそも防火管理者の届出を失念していたのか、それとも、防火管理者そのものを置いていなかったのかをお伺いするとともに、原子力環境センターに勤務する道職員の中から疑義の声が出なかったことに大きな違和感を感じますが、なぜチェック機能が働かなかったのか、お伺いをします。

○稲場原子力安全対策課長 防火管理者の選任等についてであります。原子力環境センターでは、平成13年6月の届出以降、令和4年度の定期監査で指摘を受け、所轄消防長に選任届を提出するまでの間は、防火管理者の選任を行っていなかったところであります。

その要因としては、消防法や原子力環境センターが定めていた消防計画の内容について、各職員が認識をしていなかったことや、人事異動に伴い、選任等の事務引継ぎが十分でなかったものと考えております。

○小泉真志委員 定期監査で指摘を受け、所轄消防長に選任届を提出するまでの間、防火管理者の選任を行っていなかったという答弁でございましたけれども、まず、その防火管理者届出までの一連の経過をちょっと整理していただきたいと思っておりますので、お伺いします。

○稲場原子力安全対策課長 防火管理者の届出についてでございますが、原子力環境センターでは、令和4年4月の人事異動に伴い、新たに防火管理者の選任及び届出を行う必要があることを確認し、その後、6月に所長が防火管理講習を受講したところであります。当時、消防設備を含めた庁舎の大規模改修を行っていたため、これに伴う消防計画の変更届と併せて選任届を提出したものと承知しております。

当課には、監査を受けた結果について令和4年12月にセンターから情報提供がありましたが、6月の講習受講後、速やかに届出をすることが適切な対応だったのではないかと考えておりま

す。

○**小泉真志委員** 2022年4月に、人事異動によって、防火管理者の届出が22年間されていなかったということが確認されたにもかかわらず、道等への報告はなかったということですよね。その後、6月に所長が防火管理講習を受講された。普通ならば、私の感覚で言うと、大規模改修をしてもすぐに選任届を出すというふうに思っているのですが、その後、半年間、監査を受ける2022年の12月まで放置されていて、そして、そこで言われて初めて今年の2月に届出がされているということについて非常に違和感を感じますが、その部分に関して、再度、所見をお伺いします。

また、防火管理者の未選任や解任等の届出を怠ったときの法的な責任はないのか、伺います。

○**稲場原子力安全対策課長** 防火管理者の届出についてであります。このたびの事案が発生した要因としては、消防法や消防計画の内容に関する各職員の認識に加え、人事異動に伴う事務引継ぎが十分ではなかったものと考えております。

防火管理者の選任やその届出は法に定められている事項でありますことから、今後、このような事案が生じないよう再発防止に努めてまいります。

○**小泉真志委員** 法的な部分について、もう一度御答弁いただけますか。

○**稲場原子力安全対策課長** 防火管理者の選任やその届出につきましては、法に定められている事項でありますことから、今後、このような事案が生じないよう再発防止に努めてまいりたいと思います。

○**小泉真志委員** この22年間、たまたま何もなかったと言ったらおかしいですけども、本当は、その間、防火管理者の指導の下、毎年、避難訓練や防火訓練が行われているというふうに私は信じたいと思っていますのです。

そういう避難訓練等が実施されなければ、消防等から指導が入ると思いますけれども、22年間の避難訓練、防火訓練の実施内容等についてお伺いをします。

○**稲場原子力安全対策課長** 消防に関する訓練についてであります。原子力環境センターからの聞き取りでは、昨年2月28日に訓練を実施しまして、初期消火や避難誘導などの消防体制の確認を行っているほかは、平成13年度以降の訓練の実施状況を確認できる記録が残っていないところがございます。

○**小泉真志委員** ということは、詳細は分からないということでもありますよね。

もう一回、確認しますが、例えば、やっているか、やっていないかについては今確認できないような状況なので、少なくとも火災報知機の点検とか、消火器の管理、更新とか、非常口の誘導灯の更新、それから非常口の除雪等々、そういうところもなされなければ、本当に非常時に対応できないと思いますけれども、そこは大丈夫だったのでしょうか。

○**稲場原子力安全対策課長** 消防設備等への対応についてでございます。原子力環境センターでは、火災報知機や消防設備などの点検について、専門の業者に委託し、毎年度、2回行っているほか、避難経路につきましては、適宜、職員が目視により確認をしております。

【第1分科会 11月14日 第5号】

○小泉真志委員 法令遵守はもちろん、道民に範を示さなければならない道庁の一施設として、今回の事案は真摯に反省をしていただかなければならないと思っております。

この事案が指摘等をされてから、道はどのように対応してきたのか、お伺いをします。

○稲場原子力安全対策課長 このたびの事案への対応についてであります。原子力環境センターでは、定期監査で指摘のあった後、令和5年2月に所轄消防長へ防火管理者の選任届出書を提出したところでございます。

センターにおいては、このたびの事案について全ての所属職員で共有を図るとともに、消防法や消防計画の内容について、所長から所属職員に対し周知徹底を図ったところであります。

また、当該事案を含め、監査における指摘事項等については、出納局を通じて全庁で共有を図り、同様の事案が生じないよう努めているところでございます。

○小泉真志委員 最後になります。

原子力環境センターは、本当に重要な施設だというふうに私は認識をさせていただいております。このような施設は、ごくごく当たり前というか、避難訓練等がなされているかどうかも分からない、そんな状況で、しかも、長期にわたって放置をされていたということは、あってはならないというふうに思っております。

数多くの職員の方が人事異動によって環境センターに行かれています。その中で、僅か1名しかそのことに気づかなかったのか、もしくは、気づいていたけれども、その申出がなかったのか、それは定かではありませんが、今後の再発防止策についてお伺いをします。

○清水拓也委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 適切な事務の執行に向けた今後の取組についてでございますが、不適切な事務の再発防止には、職員一人一人が高い意識を持つとともに、複数の職員による確認を徹底することなどが重要であり、また基本であると考えてございます。

道といたしましては、このたびの定期監査での指摘を十分に踏まえまして、関係法令の知識の習得やその遵守を図ることはもとより、内部牽制を徹底するなどして、適切な事務の執行により一層取り組んでまいります。

○小泉真志委員 終わります。

○清水拓也委員長 小泉委員の質疑は終了いたしました。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、防災対策についてであります。

日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの震度分布、津波高等の推計については令和2年4月に、また、日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの巨大地震による被害想定の概要については令和3年12月に、国がそれぞれ公表いたしました。

道は、それぞれの公表後に、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定、さらには、市町村の津波ハザードマップ、避難計画の見直しに係る支援など、総合的な津波防災対策を市町や防

災関係機関と連携協力の上、進めていると承知しております。

このような中で、道では、津波から人命を守るため、避難路や避難場所の整備に関し、国の財政支援に上乗せして市町村負担分を軽減する独自の財政措置を講じたところでありますので、以下、伺います。

令和4年度における道の防災訓練、防災教育について、どのような取組を行ったのか、令和3年度までの取組との違いも含めて伺います。

○清水拓也委員長 防災教育担当課長山崎正人君。

○山崎防災教育担当課長 防災総合訓練などの取組についてであります。道では、毎年度、地域防災計画に基づき、防災に関する知識や技能の向上、また、住民への防災知識の普及などを目的に北海道防災総合訓練を実施してきており、令和3年度までは、地震、大雨、土砂災害などの大規模自然災害を想定した訓練に取り組んできたところでございます。

こうした中、道では、海溝型地震への対応として、令和3年7月に津波浸水想定を、令和4年7月には被害想定を公表したところであり、それらを踏まえた対策の一つとして、昨年度の防災訓練では、海溝沿いの巨大地震に伴い大津波が発生したとの想定の下、特別強化地域の39市町を含む太平洋沿岸の6振興局管内において、津波からの住民避難訓練や浸水被害地域から内陸地域への広域避難訓練などを行ったところでございます。

また、防災教育の取組では、防災関係機関と連携しながら、地震の仕組みや津波による浸水のイメージ画像などを紹介するパネル展や防災に関するイベントを、本庁舎や札幌市地下歩行空間で開催するなど、広く道民への周知に努めているところでございます。

○滝口直人委員 国の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書では、海溝沿いの地域特性に関し、積雪寒冷地特有の課題として、吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要することや、屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じることなどが示されております。

道では、こうした課題等を踏まえ、防災訓練や防災教育にどのように取り組んできたのか、伺います。

○山崎防災教育担当課長 地域の特性を踏まえた訓練等の取組についてでございますが、道では、胆振東部地震の検証報告による、積雪寒冷期という本道の最も厳しい環境下において災害が発生した場合を想定し、防災・減災対策を推進すべきとの提言を踏まえ、令和元年度より、北海道防災総合訓練において、厳冬期の避難所運営訓練などを実施しているところでございます。

昨年度は、大規模地震や雪害により停電、断水等が発生したとの想定で、発熱材を用いた温かい食事の提供などを行う避難所運営訓練や、段ボールベッドを活用した宿泊訓練のほか、低体温症のリスクと対処方法に関する防災講話を行うなど、専門家の助言の下、厳冬期に被災した場合の正しい知識の習得と普及啓発に取り組んだところでございます。

なお、今年度におきましても、12月に、十勝総合振興局管内の4つの町で、厳冬期に海溝沿いの巨大地震が発生し、停電や大津波が発生するという想定の下、後期の北海道防災総合訓練を実

施することとしております。

○**滝口直人委員** これまでの防災教育や防災訓練の取組について伺ってまいりましたが、こうした取組が、一過性のものではなく、住民に根づき、定着し、いざというときに行動できなければ、何の意味もなさなくなるわけであります。

実効性を高めていくためには、住民の防災思想・知識の普及や、防災教育、防災訓練などによる避難意識の向上に取り組んでいく必要があると考えますが、道として今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 危機対策局長吉川政英君。

○**吉川危機対策局長** 住民の避難意識の向上についてでございますが、巨大地震で想定されている最大クラスの津波から命を守るためには、道民の皆様お一人お一人が、正しい知識に基づき、まずは迅速かつ確かな避難をしていただくことが何より重要でございます。

このため、道では、これまでも、市町村や道民の皆様に対する研修、防災教育などを通じて防災意識の醸成に努めてきたところであり、本年度は、新たに特別強化地域に指定された39の各市町村ごとに、津波による海面変動が分かるシミュレーション映像などを取り入れた動画を作成し、ホームページ等で公開するほか、この動画を教材として、自治体職員や地域の防災リーダーを対象とした研修会を開催するとともに、その受講者が講師となり広く住民に伝えていただくこととしております。

道といたしましては、今後とも、地域の防災リーダーや専門家の協力を得て、防災教育のより一層の充実強化を図るとともに、国や市町村、関係機関と連携協力し、実践的な訓練を積み重ねながら、道民の皆様への防災意識の向上に取り組んでまいります。

○**滝口直人委員** 次に、津波避難計画について伺います。

道が平成24年6月に策定した津波避難計画の策定方針は、国から示された津波対策に関する基本的な考え方を前提に、本道の実情を踏まえつつ、避難計画策定に当たっての統一的な基本方針を示すもので、市町村は、この指針の内容を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画・津波対策編の策定に取り組むなど、より体系的かつ効果的な津波対策に取り組んでいるものと承知しておりますので、以下、伺います。

道が令和3年7月に津波浸水想定を公表する前における市町村の津波避難計画の策定状況について伺います。

また、道の津波浸水想定公表後、市町村は津波避難計画を改定していると考えますが、その状況についても伺います。

○**清水拓也委員長** 海溝型地震対策室長平野宏和君。

○**平野海溝型地震対策室長** 市町村における津波避難計画の策定状況についてでございますが、地震や津波の発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命や身体の安全を確保するための避難場所や避難経路などについて定めた津波避難計画について、現在、特別強化地域に指定されております太平洋沿岸39市町村の状況で申し上げますと、令和2年12月末時点では全ての市町村におい

て策定済みであったところでございます。

その後、道では、令和2年4月に国が公表いたしました巨大地震モデルを踏まえ、令和3年7月に津波浸水想定を公表したところでありまして、各市町においては津波避難計画の改定が必要となったところでございます。

改定の状況につきましては、本年10月末現在で申し上げますと、39市町の約6割に当たります24市町で改定済み、また、残る15市町のうち、今年度中に7市町、来年度中に3市町で改定が予定されているところございまして、5市町については改定時期が未定となっているところでございます。

○**滝口直人委員** 道は、市町村における津波避難計画の策定に向けて、今後どのように取組をしていくのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 海溝型地震対策担当局長北山雄彦君。

○**北山海溝型地震対策担当局長** 計画策定などに向けた取組についてであります。津波被害を軽減するためには、何よりもまず避難することが第一であり、市町村と地域住民が避難場所や避難経路についてあらかじめ十分話し合いを行い、各地域ごとの避難計画を策定していくことが必要でございます。

道では、市町村の計画策定を支援するため、これまで、計画に定める事項や手順を示した指針を策定するとともに、地域住民や市町村職員を対象とした研修会等の実施などの取組を進めてきたところでございます。

今後とも、専門家の派遣をはじめ、特に、特別強化地域に指定されている市町で計画の改定が完了していない市町に対しましては、担当者が直接出向き、その状況等を把握するなど、引き続き、市町村の津波避難計画策定を支援してまいります。

○**滝口直人委員** 防災対策に終わりではなく、常に変化する社会情勢や生活環境、新たな技術などにより課題等が生じた場合には、迅速かつ的確に対処していくことが求められています。過去に災害があった地域とない地域では避難に対する捉え方も違いますし、これまでに被災経験のない人は、この先も大丈夫という何の根拠もない思い込みにより、避難意識につながらない場合もあるのではないかと思います。

こうしたことから、本年2月に道が策定した減災計画に基づき、着実に取組を進め、実効性を高めていくことが非常に重要と考えますが、道として、今後、ハード面、ソフト面を併せてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 総務部危機管理監古岡昇君。

○**古岡総務部危機管理監** 今後の取組についてでございますが、発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するためには、道民の皆様一人一人が適切な避難行動を取っていただくことが重要であり、そのためには、津波避難施設の整備を促進することや、道民の皆様の避難意識を高めることなど、ハード、ソフトの両面において総合的な対策を着実に推進していくことが重要でございます。

【第1分科会 11月14日 第5号】

このため、道では、国の支援に加え、独自の財政支援を講じ、特別強化地域に指定された市町が行う津波避難タワー等のハード整備を促進するとともに、大規模な津波災害を想定した住民参加型の実践的な避難訓練や防災教育の推進といったソフト対策を積み重ねてきているところがございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、海溝型地震への防災・減災対策を効果的に進めるとともに、国や市町村、防災関係機関等と連携協力をし、減災計画に基づく様々な対策に取り組むなど、本道の地域防災力の充実強化を図ってまいります。

○滝口直人委員 防災対策について伺ってまいりましたけれども、市町の津波避難タワー等の整備に当たっては、採択要件や対象経費について地域の実情等を十分に勘案して対応していただくとともに、防災教育や啓発につきましても、さらに一層の充実強化に向けて取組を推進していただくことをお願いします。

次は、道内私立学校の耐震化についてであります。

私立学校の耐震化については、本年6月の第2回定例会の一般質問において我が会派の同僚議員が今後の進め方について伺ったところ、知事から、新たに耐震改築工事についても支援の対象とし、所要の措置を講ずる旨の答弁がありました。将来を担う子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送るためにも、耐震化を進めることが急務であると考えます。

そこで、私立学校の耐震化の現状などについて、以下、伺ってまいります。

まず、道内の私立幼稚園、小中学校、高校の耐震化は現在どの程度進んでいるのか、全国の私学との比較も含め、現状について伺います。

○清水拓也委員長 学事課長佐藤敏尚君。

○佐藤学事課長 道内私立学校の耐震化の現状についてでございますが、国が公表しております令和4年4月1日現在の耐震改修状況調査結果によると、幼保連携型認定こども園を含む幼稚園で、道内全施設593棟のうち、耐震性がある棟数は550棟、耐震化率が92.7%で、全国平均の94.1%に比べて1.4ポイント下回っております。

また、小中高校においては、同じく280棟のうち、216棟、77.1%となっており、全国平均の93.3%に比べて16.2ポイント下回っております。

○滝口直人委員 全国と比較しても道内の私立学校の耐震化率は低い状況ではありますが、道は、これまで、耐震化を促進するためどのように取り組んできたのか、伺います。

○佐藤学事課長 これまでの取組についてでございますが、道では、私立学校の耐震化を促進するため、国費も活用しながら耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度を設け、各学校に対しましてその積極的な活用を働きかけますとともに、耐震化に向けた財政支援の一層の充実について国に要望してきたところがございます。

また、本年度からは、私立学校施設の耐震化の早期実現を図るため、耐震診断や耐震補強工事に加えまして、耐震改築工事につきましても補助の対象としたところがございます。

○滝口直人委員 耐震診断と耐震補強工事に係る令和4年度の道の補助実績について伺います。

また、今年度から耐震改築工事についても補助対象が拡充されると承知しておりますが、耐震改築工事も含む今年度の補助予定件数について、併せて伺います。

○佐藤学事課長 補助実績等についてでございますが、令和4年度の実績といたしましては、耐震診断は、幼稚園が2園2棟、高校が2校3棟の合計で約634万円となっており、耐震補強工事の申請は、なかったところでございます。

また、今年度につきましては、耐震診断は、中学校と高校でそれぞれ1校1棟、耐震改築工事は、高校で2校2棟が着手されており、耐震補強工事については現時点で予定されている工事はございません。

○滝口直人委員 学校施設は、幼児から高校生までの子どもたちが利用するものであり、限りなく100%に近づける努力をしなければならないと考えますが、現状では目指すべき耐震化率に至っていない要因について道はどのように認識しているのか、伺います。

○佐藤学事課長 耐震化が進まない要因についてでございますが、先ほど申し上げました国の調査の際に、道内の各学校法人から報告がありました主な理由といたしましては、事業費のめどが立っていない、新たなキャンパスへ移転予定、他の建物の耐震補強等を優先的に実施しており、その建物の耐震化を完了後に実施予定などとなっております。

道といたしましては、各学校法人が、少子化の影響などによる厳しい経営状況の中で、耐震化を進めるに当たり、多額の費用負担や、今後の校舎等の改築計画、将来の学校規模などを勘案しながら慎重に検討を進め、子どもたちの安全、安心の確保に努めているものと考えております。

○滝口直人委員 学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であり、学校施設の耐震化を進めていくことは喫緊の課題であります。道は、耐震化が進まない要因などの把握を行うことはもとより、分析結果を踏まえ、早急に対策を講じる必要があります。

道は、私立学校の耐震化の促進について、今後どのように取り進めていく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 今後の取組についてであります。私立学校の耐震化は、設置者である学校法人が自らの判断により行うものでございますけれども、学校施設は、公立、私立にかかわらず、本道の未来を担う子どもたちの安全を確保するためには、耐震化を着実に進めていくことが重要であると認識しております。

このため、道では、各学校法人に対しまして、道の補助制度や私学団体による融資制度の活用を促すほか、一層の財政支援の充実について国に要望してきたところでございます。

また、今年度からは、建築担当部局と連携し、専門的・技術的ノウハウを有する職員が、学校法人からの耐震化に関する相談に対応する取組を行うこととしたところであり、引き続き、私立学校の耐震化を促進し、子どもたちが安心して学べる環境の確保に努めてまいります。

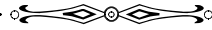
○滝口直人委員 私立学校施設の耐震化について伺ってまいりましたが、耐震化が進まない要因として、学校法人の多額の費用負担などがあることから慎重に検討を進めていると考えていると

のことでしたが、これまで以上に学校法人に寄り添った対応をしていただき、学校施設の耐震化を進めていただくようお願いし、質問を終わります。

○清水拓也委員長 滝口(直)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩



午後2時16分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

梶谷大志君。

○梶谷大志委員 それでは、行財政対策について、順次伺ってまいります。

道では、スマート道庁の取組の一環として、行政手続の見直しに取り組んでおります。これまでの行政手続の見直しに係る取組の成果をまず伺いたいと思います。

○清水拓也委員長 改革推進課長木村重成君。

○木村改革推進課長 これまでの取組についてであります。道では、これまで、スマート道庁の取組の一環として、業務の効率化、省力化はもとより、道民の利便性向上や負担軽減を図るため、行政手続における押印の廃止や許認可等の申請、届出といった行政手続のオンライン化に取り組むとともに、電子申請システムを活用したクレジットカード決済やQRコード決済などの公金のキャッシュレス化にも取り組んでまいりました。

こうした取組により、行政手続のオンライン化の対象となる手続の割合は、取組を開始する前の令和2年度は5.8%であったところ、本年度は72.1%と大幅に拡大しており、道民の利便性の向上や業務の効率化に一定の効果があつたものと考えております。

○梶谷大志委員 一定の効果があつたということではありますが、道民のサービスの向上を図っていくためには、さらなる見直し、新たな取組、こういったものを進めていかなければならないと思うわけではありますが、今後どのように取組を進めようとするのか、お伺いをいたします。

○木村改革推進課長 今後の取組についてであります。現在、国では、行政手続をオンライン上で完結させることなどを目的として、書面や対面を前提とした代表的なアナログ規制の項目である、目視、実地監査、常駐・専任、対面講習などの7項目を点検し、令和6年6月をめどに見直しを行うこととしております。

こうした状況を踏まえ、道におきましても、本年度から行政手続におけるアナログ規制の点検、見直しを行うこととし、デジタル庁が実施するモデル事業を活用し、医療、福祉、健康や農林水産業の分野において先行して、道における条例や規則などの点検、見直しに着手しております。

道としては、こうした取組を進め、今後、全ての分野においてアナログ規制の点検、見直しに取り組むとともに、行政手続におけるオンライン化の一層の推進に努めるなど、さらなる住民サ

ービスの向上や業務改革に取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 今後、全ての分野の点検、見直しに取り組むということでもあります。

いずれにしても、やっぱり、これをしっかり道民に周知して利用してもらう必要があるわけでございます。道民の利便性というか、こういうものがしっかり高まっていくように取組を求めておきたいというふうに思います。

次に、道財政について伺います。

令和4年度における実質収支は約274億円と、昨年度に引き続き大きな数字となっているわけです。厳しい財政状況の下で、このような実質収支となった要因についてお伺いをしたいと思えます。

○清水拓也委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 実質収支の要因についてであります。令和4年度におきましては、道税や地方創生臨時交付金などの国費等の歳入確保を行ったことや、予算の効率的な執行に努めたことにより、国の緊急包括支援交付金の剰余金を除いた収支は、結果として約161億円の黒字となったところでございます。

○梶谷大志委員 特殊な要因で確保したということであろうかと思いますが、そういう中であつて、令和4年度末の財調の残高については428億円となっているわけです。

財調基金の残高は、この令和5年度末でどのようになると見込んでいるのか、お伺いをいたします。

○松林財政課長 財政調整基金についてであります。道といたしましては、将来的におおむね500億円程度の確保を目指すこととしております。

このような中、令和4年度末に428億円であった基金残高につきましては、5年度は、第2回定例会補正予算編成における収支不足などへの対応として160億円を取り崩し、268億円となったものの、第3回定例会における補正予算において、4年度決算の確定に伴う決算剰余金の積立てなどを行うこととした結果、現時点では5年度末において349億円と見込んでいるところでございます。

○梶谷大志委員 5年度末では349億円と、再び500億円からは遠ざかってしまったわけで、問題があることは十分自覚をしていると思いますが、指摘をしておきたいと思えます。

今般の国の総合経済対策で、来年度、1人当たり4万円、すなわち所得税から3万円、住民税から1万円の定額減税が行われるというお話があります。これによって、都道府県、市町村はどのような影響を受けることが想定されるのか、また、影響があるとすればどう対処するのか、お伺いをしたいと思います。

○清水拓也委員長 税務課長赤坂誠司君。

○赤坂税務課長 所得税等の定額減税についてであります。今般の国の総合経済対策における定額減税の影響につきましては、所得税、個人住民税合わせて3兆円台半ばとされているところであります。

【第1分科会 11月14日 第5号】

これを基にした粗い試算では、地方税である個人住民税は、道及び道内市町村分を合わせて300億円程度の減収が見込まれます。また、国税である所得税につきましては、その3割程度が地方交付税の原資となっておりますことから、交付税総額が0.9兆円程度減少する可能性がございます。

個人住民税の減収につきましては、全額、国費で補填することとされておりますものの、交付税の原資の減少への対応につきましては、その取扱いが示されていないことから、各地方自治体における行政サービスの提供や財政運営に支障を来すことがないように、全国知事会等とも連携しながら、国の責任による確実な補填について求めてまいります。

○梶谷大志委員 今の答弁によれば、個人住民税は、道及び道内市町村分を合わせて300億円程度の減収と。ただ、これは全額、国費で補填をされるということではありますが、何かあってはまずいわけですから、まず、この確保というものにしっかり努めていただきたいというふうに思います。

また、所得減税による交付税の原資の減少への対応については、その取扱いが示されていないということですので、これから、地財の確保など様々な取組になるのだと思いますけれども、こういったことについてしっかり担保を得るように、道としても対応するように求めておきたいというふうに思います。

所得税と住民税の間では、既に、住宅ローンの減税、ふるさと納税、様々な調整がされているわけでありまして。さらに、今回の所得税、住民税の減税による控除が加わってくると、実務を担う自治体の現場において、混乱や人的な負担、さらには、システムの改修経費等の財政面での負担というのも懸念をされるわけでありまして。

こうしたことに対して、道としてどのように対応するのか、お伺いをいたします。

○清水拓也委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 定額減税への対応についてであります。個人住民税は、市町村が個人市町村税と合わせて賦課徴収事務を行っているところであり、全国知事会では、地方自治体において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切な財政措置を講じるよう要望しているところであります。

道といたしましては、今後とも、全国知事会をはじめ、道内の市長会や町村会などと連携し、国の検討状況を注視しながら、市町村を含めた各地方自治体の行財政運営に影響が生じないよう必要な働きかけを行ってまいります。

以上です。

○梶谷大志委員 知事会などを通じて対応するということではありますが、しっかり対応されるように求めておきたいというふうに思います。

次に、実質公債費比率の推計についてであります。道が9月に公表した実質公債費比率の推計は、一旦、過去最低水準を記録するものの、今後、再び比率は上昇して、令和8年度には22.6%まで達する見込みとのことでありまして。

今後の見通しについてお伺いをいたします。

○清水拓也委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 実質公債費比率の見通しについてでございますが、令和4年度決算を踏まえ、本年9月に公表した将来推計では、平成4年度以降に行われた大規模な景気対策時に発行した道債が償還時期を迎えますことなどから、令和8年度には22.6%まで上昇し、その後も12年度までは22%台が続くなど、高い水準で推移する見通しでございます。

○梶谷大志委員 また上昇基調ということでもあります。緊張感を持ってしっかり対応いただきたいというふうに思います。

次に、この積立ての不足の影響についてでございますが、先ほど林委員からも同様の質問をされておりましたので割愛いたしますが、積立ての不足の解消は簡単ではないということでもあります。成果も、ポイントとしては改善が見られますけれども、なかなか大きく改善するというわけではありません。粘り強くしっかり取組を進めていくように求めておきたいというふうに思います。

それで、財政の健全化に向けた取組についてでございますが、近年、人材不足は公務職場でも顕著であります。それに対する様々な財源も必要になってきます。あるいは、物価高騰、光熱費、諸経費の増嵩などで、財政状況の好転の兆しも見られないわけでもあります。

こういった厳しい中であって、今後の財政運営をどうやって進めていくのか、所見をお伺いいたします。

○清水拓也委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 今後の財政運営についてでございますが、道では、現在、収支見通しの精査と併せまして必要な収支対策の検討を行っているところでございますが、金利が上昇傾向にあることや、少子化対策など、国の施策拡充に伴う影響のほか、人事委員会勧告への対応に伴う人件費の増加により、収支不足額が拡大する可能性もあるところでございます。

このため、道といたしましては、今後の財政運営に当たりまして、物価高騰など現下の課題や中長期的な政策課題にも適切に対応しつつ、収支不足額の縮小や実質公債費比率の改善、財政調整基金の確保など、財政健全化に向けた取組を引き続き計画的に進めていく考えでございます。

○梶谷大志委員 改めて、財政は厳しい状況にあって、健全化への道のりは長いなど痛感するわけであります。

繰り返しになりますけれども、経費の増嵩もそうですし、物価の高騰もあります。こういった不確定要素を含めて、さらに財政が厳しくなっていくことを懸念するわけでもあります。また、かねてから、収支不足、比率の状況、あるいは基金が不足していること、本当に何度議論してもなかなか改善しない、こういう状況がございますので、改めて、このことについては知事に伺ってまいりたいと思いますので、委員長にはお取り計らいを求めておきたいというふうに思います。

次に、道有財産のほうに移りたいと思います。

道有財産の有効活用というのは大変重要であろうかと思います。まず、令和4年度の道有財産

の保有状況と財産の未利用分についてお伺いをいたします。

○清水拓也委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○白幡管理運用担当課長 道有財産の状況についてでございますが、令和4年度末の道有地は、敷地面積で約63億平方メートルとなっており、そのうち、未利用地は372件、敷地面積は約120万平方メートルとなっているところでございます。

○梶谷大志委員 今、未利用地は372件、120万平米ということですが、この保有する未利用地、低利用地についてはオープンデータとして公開されているわけでありまして。

どのように活用されているのか、また、売却や貸付けにつながった実績があれば、その件数と実例、具体例もあればお伺いをしておきたいと思っております。

○白幡管理運用担当課長 オープンデータについてでございますが、道のホームページで公開しております未利用地・低利用地一覧表のオープンデータへのアクセス数は、令和4年度で3779件となっているところでございます。

なお、令和4年度における民間への売却は25件ありますが、購入者はホームページや現地の売地看板により情報を得ていたものと考えております。

○梶谷大志委員 このオープンデータは、私も見させていただきましたけれども、本当に、オープンデータというだけあって、ただ羅列をしてあるだけでありまして、決して見やすくなっているというような代物ではないわけでありまして。

これを利用してもらうための工夫というのでしょうか、写真もそうですし、特定の条件で検索すれば出てくるだとか、やっぱり、しっかりとそのデータを活用してもらえ、そういう対策というのにも必要になってくると思っておりますので、その対策を求めておきたいと思っております。

この未利用財産について、売却、貸付け等の過去の3か年の実績を伺います。

また、今申し上げたことも含めて、有効活用というのをどのように行って、どんな課題があると認識しているのか、お伺いをいたします。

○白幡管理運用担当課長 売却や貸付けの実績についてでございますが、道では、未利用地等の売却に当たっては、利用価値のない建物は解体し、更地で売却することを基本としておりますが、市場性のある財産につきましては、建物つきでの売却や建物の解体を条件とした売却にも取り組んできたところでございます。

これらの令和2年度以降の直近3か年度の実績は、令和2年度は50件で約7億円、3年度は44件で約9億円、4年度は41件で約8億円となっており、このうち、建物つきでの売却は3か年度の合計で21件、約5億円、解体条件つきでの売却は3か年度での合計で2件、約1億円となっております。

また、直近3か年度における土地や庁舎等の空きスペースなどの貸付けの実績は、令和2年度は約5億円、3年度は約4億円、4年度は約5億円となっております。

道では、長年にわたり未利用財産の売却等に取り組んできたところであり、その結果、現状では、民間の需要が見込まれる未利用財産は相当数少なくなっているものと認識しております。

す。

○梶谷大志委員 今の答弁から、こつこつと売却、貸付けなどを行ってきているということが伝わってきましたが、まだまだ先ほど申し上げたように120万平米の未利用地が残っているということでもあります。

当然、残っているものほど、なかなか売却や貸付けというのが難しくなっているのではないかなど。私も、先ほどオープンデータを見て、やっぱり、土地としてなかなか需要を見込みづらい、そういうものが随分多いなという感じがしましたが、今の答弁にもありましたように、相当少なくなってきたということでもあります。

どういう分類にするのか分かりませんが、どのような理由でそういう厳しい物件が残っていくのかなど、精査したり区分けしたりしていくことも含めて、そういう作業というのは必要になってくるような気もするのですけれども、どうやって未利用地等の処分について対応していくのか、何か考えがあれば伺っておきたいと思います。

○白幡管理運用担当課長 未利用財産についてでございますが、道といたしましては、道有財産の利活用に当たりまして、未利用財産の維持管理経費や解体費などのトータルコストや市場性といった観点に留意するとともに、今後とも、地域のニーズの丁寧な把握や売却予定物件等の効果的な情報発信に努めまして、道民の皆様の貴重な財産の活用を促進してまいります。

○梶谷大志委員 様々な取組をしていきますよということであろうかと思えますけれども、それでもなお厳しい財産というか、未利用の部分というのが出てくるのではないかなというふうに思います。

そういう状況にあるからといって放置することができないことは十分承知しますけれども、皆さんの取組として、それをさらにどういうふうにしていくのか、やっぱり、難しいものであればあるほど、皆さんの知恵に加えて、いろんな形でアイデアなどを求めていかなければならないと思いますので、何かそういうことに対して今後を見据えた対応というのを求めておきたいというふうに思います。

そういう意味で、民間の需要にどう応えていくかというのは非常に大事なことになってくると思いますけれども、ラピダスが北海道に進出されることによって、その影響が各方面に広がっているわけでもあります。

場合によっては、不動産価格が高騰しているような状況というのも出てきて、千歳市の周辺などの道有資産について、積極的に売却や貸付けのセールスというのが強化できるのではないかなと思います。こういったことに対する対策を講ずべきだと思いますが、所見をお伺いいたします。

○清水拓也委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 千歳市などにおける道有未利用財産についてでございますが、本年6月時点で、千歳市内では2件、敷地面積で約2900平方メートルとなっております。周辺地域では、苫小牧市内で6件、敷地面積で約8400平方メートルとなっておりますが、恵庭市と北広島市におき

ましては道有未利用財産はございません。

道では、今後とも、庁内関係部局や地元自治体との連携を強化しながら、効果的な情報発信などに取り組み、未利用財産の有効活用の促進に努めてまいります。

○梶谷大志委員 近隣の千歳と苫小牧で8件あるということですから、しっかり対応するように求めておきたいというふうに思います。

こういう北海道でのいろんな動きも含めて、こうした財産は、歳入確保として最大化していくという観点だけではなく、本当にいろんな施策を含めて、他部局と連携していくことも大切だというふうに思います。

先ほど申し上げたように、事務所ですとか住宅用地としての利用、あるいは駐車場などの短期的な活用も含めて、やっぱり、民間のニーズを把握することも大切であろうかと思えます。しっかり検討し、提案すべきだと思いますが、今、この道有財産については、総務部を中心に対応していますが、他部局との連携も含めて、FM推進方針を再整備すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○山本総務部長 道では、ファシリティーマネジメントの円滑な推進などを図るため、関係部局により構成されます道有財産等有効活用促進会議におきまして、道有財産等の現状把握や、取得、管理、処分等に係る全庁的な調整などを行っております。

また、道有財産等有識者会議におきまして、地方自治、財政、建築、まちづくり、経営などの幅広い見地から外部有識者の助言等をいただきながら、道有財産の有効活用の促進などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、こうした枠組みを積極的に活用いたしまして、ファシリティーマネジメント推進方針に基づく取組の確認などを行い、方針の在り方についても検討を行いながら、道民の貴重な財産の有効活用に向けた効果的な取組を進めてまいります。

○梶谷大志委員 道有財産等有識者会議から意見をいただいているということでもあります。ただ、こちらのほうの会議は令和4年からということでもありますし、意見をいただくという形にとどまる部分がございます。そうであっても、何か具体的に、やっぱり、ここを通じながら、部局を超えた成果というのをしっかり得て、次回のこういう場面では、何かこういう形でということ報告ができるよう取組を進めることを求めておきたいというふうに思います。

次に、ほかの財産との連携について伺います。

今、活用構想の検討が進められている知事公館・近代美術館エリアについては、単体で将来像の構想を策定することなく、より広域な視点での検討が必要である旨、私のほうから再三指摘をさせていただいてきたところであります。

知事公邸等の老朽化した建物については、解体に向けて具体的な検討を進めるというような基本的な考え方も示されて、来年度には、総合的な活用構想の策定に向け取り組むということでもあります。

その際には、今、整備が進められている目の前の赤れんが庁舎、あるいは敷地、こういったも

のの活用、それと、札幌市の取組である大通公園の再整備など、こういった近隣にある施設ですとか、そういったものの特性を踏まえながら、広域でそれぞれが魅力あるものとなる構想とすべきというふうに考えるわけでありますけれども、これについての所見をお伺いしたいと思えます。

○清水財産担当局長 札幌市などとの連携についてでございますが、知事公館・近代美術館エリアの利活用の検討につきましては、札幌市のまちづくり計画との整合を図りながら進めていくことが重要と考えております。

このため、道では、これまでも、札幌市に対し、近代美術館リニューアル基本構想の中間報告などについて情報提供を行ってきたほか、札幌市からも「大通及びその周辺のまちづくり方針」などについて情報提供を受け、意見交換を行ってきたところでございます。

このエリアは、札幌市の都心まちづくり計画におきまして、文化芸術・歴史的資源の都市観光などへの活用を進めるエリアとして位置づけられており、道といたしましては、リニューアルを進めている赤れんが庁舎はもとより、大通公園などとの連携を十分考慮しながら、引き続き、エリアの活用構想の策定に向け検討を進めてまいります。

○梶谷大志委員 今こうやって答弁をいただいて、これまで、いろいろ意見交換もしてきていますけれども、意見交換もしてきましたよ、連携も考慮しますよというお話なのですが、なかなか具体的にこうやっていきますというような成果が得られているようには感じないわけでありませう。

例えば、この近美の基本構想の話と大通のまちづくり方針で意見交換をしてきたということでありませうけれども、何か共有できたようなことがあればお伺いしておきたいなというふうに思えます。

それと、連携を考慮しと言うわけでありませうけれども、では、この連携というのは、どういった組織を通じながら連携を図っていかようとしているのか、改めてお伺いをしておきたいと思えます。

○清水財産担当局長 札幌市などとの連携についてでございますが、札幌市が本年10月に策定いたしました「大通及びその周辺のまちづくり方針」では、知事公館や近代美術館などは、大通公園や札幌市資料館とともに都心西側の回遊拠点として位置づけられているところでございます。

こうした点を踏まえまして、引き続き、札幌市との情報共有や意見交換を行いながら、エリアの活用構想の検討を進めてまいります。

○梶谷大志委員 それぞれいろんな思いを持って、道民あるいは道内を訪れた方々に、その施設の魅力も含めて発信していく、また、それを受け止めてもらおうということを考えているというふうに思えます。

いずれにしても、札幌駅前を含めて、訪れた方々からは、この全体を通じて、しっかり道と市がいろんな垣根を越えて対応する姿というのが求められているというふうに思えますので、それぞれがばらばらに単体で進められるようなことがあつては、そういう状況というのは生まれな

【第1分科会 11月14日 第5号】

わけでありまして、何より、出来上がって、結果、いろいろ指摘されるようでは問題があるわけでございますから、そういったことを十分意識した取組というのを強く求めておきたいというふうに思います。

次に、プレスト1・7の対応状況について伺います。

令和4年度の決算において、信託受益権の財産区分及び金額はどのように処理されているのか、お伺いをいたします。

○清水拓也委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 決算における信託受益権の取扱いについてでございますが、信託受益権は第二種普通財産に区分されており、令和4年度の歳入歳出決算説明書では、年度末の現在高として約165億円が記載されております。この現在高は、道の公有財産台帳上の価格であり、この価格は、信託契約の受託行が作成する貸借対照表を基に、総資産額から総負債額を差し引き算定されたものであります。

なお、貸借対照表の総資産額は、信託受益権設定当時の信託財産の評定価格を基に記載することとされております。

○梶谷大志委員 今、第二種普通財産で165億円が令和4年度決算時における金額で、信託受益権設定当時の信託財産の評定価格を基に記載することとされているとのことであります。それにしても、令和5年度、この間、示された固定資産税課税標準額のベースで計算した20億円、これとは随分大きな金額の差があるというふうに受け止めるわけではあります、この差額が生じる理由があればお伺いしておきたいと思っております。

○平田財産課長 公有財産台帳価格についてでございますが、ただいま御答弁申し上げましたとおり、公有財産台帳上の価格は、信託受益権設定当時の信託財産の評定価格を基に記載されたものでございます。

プレスト1・7に隣接する土地の今年の地価公示価格は、信託受益権を設定した平成3年当時と比べ、5分の1以下となっております。

なお、地価公示価格は、更地の評価でございます。また、建物も築30年を経過してございます。公有財産台帳上の信託財産の評定価格は、土地、建物を合わせた現在の実勢価格とは大きな開きがあるところでございます。

道では、このたびの収支試算に当たっては、土地、建物を合わせた資産価値の算定が必要と認識しており、令和5年の固定資産税課税標準額を基礎に資産価値の算定を行ったところでございます。

○梶谷大志委員 言わばバブルの前の本当に大きな数字がその当時の設定のまま記載されているという認識で受け止めますが、それでも、今、20億円という金額が、こういう駅前の再開発も含めて、また、その評価を得られているわけではあります。

道として、この土地についてはあくまでも普通財産として取り扱うことが適当としているわけではあります、普通財産であれば、いろんな意味で、その経済的価値を最大限発揮させる視点、

こういう指摘もあるわけでありましてけれども、これについての所見をお伺いいたします。

○平田財産課長 プレスト1・7についてであります。普通財産は、直接、特定の行政目的のために供せられるものではなく、その管理処分から生ずる収益をもって財源に充てることを主目的とする財産であります。

道が、今後も普通財産としてプレスト1・7を保有し、賃貸事業を継続することについては、市内中心部の再開発の状況から空室リスクが高まる可能性があることや、建物の老朽化に伴う修繕費用や解体工事費用等の財政負担リスクなど、多くの課題があるものと認識しております。

○梶谷大志委員 よく分かりづらかったのですが、要は、普通財産は、答弁にあるように、管理処分から生ずる収益をもって財源に充てることを目的とするという認識でいいのかどうか、改めて伺います。答えてはいますが、全くそのとおり当てはめていいのかということをお伺いいたします。

○平田財産課長 普通財産の関係ですけれども、そのとおりでございます。

○梶谷大志委員 その収益をもって財源に充てることを主目的とするということは、売却が前提になるということでもいいという認識でよろしいですか、伺います。

○清水財産担当局長 プレスト1・7についてでございますが、道では、プレスト1・7は公用、公共用に転用すべき事情変化はなく、今後も行政目的には利用しない普通財産として取り扱うことが適当と考えてございます。

道が、今後も普通財産としてプレスト1・7を保有し、賃貸事業を継続することにつきましては、市内中心部の再開発の状況から空室リスクが高まる可能性があることや、建物の老朽化に伴う修繕費用や解体工事費用等の財政負担リスクなど、多くの課題があるものと認識しております。

○梶谷大志委員 なかなか答えられない難しい状況にあるのかなというふうに思いますけれども、そういった中であっても、売却ということはいろんな形で議論がされているわけでありまして。

区分所有者から、その売却条件に転売禁止などの意見、要望を受けているわけでありまして、こういったことを含めて、今の検討状況についてお伺いをいたします。

○平田財産課長 区分所有者の意見、要望についてであります。道では、昨年8月、区分所有者6団体から、団体と十分な協議を行うこと、協議のために必要な情報を提供すること、団体の持続的な運営が可能となるよう所要の措置を講ずることといった申入れを受け、以降、十数回にわたり意見交換等を積み重ねてきたところでございます。その中で、道が売却する場合には、売却先は社会的信用があるところが望ましい、売却条件に転売禁止を盛り込んでほしいなどといった意見をいただいたところであります。

道としては、区分所有者6団体が、平成3年の「道庁西地区の整備構想」により、旧中小企業会館から移転してきた経緯なども踏まえ、その対応を検討する必要があると考えているところでございます。

○梶谷大志委員 今いろんな形で諸条件について検討しているということではありますが、一方で、こういった形でいろんな条件があるということであれば、売却の価格への影響ですとか何らかのリスクなども出てくるのではないかなというふうに考えるわけではありますが、こういったことは見込んでいるのか、所見をお伺いいたします。

○平田財産課長 区分所有者への対応についてであります。道では、信託財産に関する様々な御意見も丁寧に伺った上で、今後の取扱いに関する考え方をお示しすることとしておりまして、まずは、その考え方を整理した上で、区分所有者への対応について検討する必要があると考えてございます。

○梶谷大志委員 丁寧な議論をしながら、自分たちの考えをしっかりと示していくということでありました。

いずれにしても、先ほども、普通財産であっていろんなリスクがありますよ、いろんなことがありますながらも、区分所有者ともちゃんと丁寧な議論をして理解を得ていきますよと。そういう意味からいけば、本当に場所としてはすばらしいところにこの建物はあるけれども、言わば有効活用は難しい、そういう認識の理解でいいのか、所見をお伺いいたします。

○平田財産課長 プレスト1・7についてであります。道では、プレスト1・7は、公用、公共用に転用すべき事情変化はなく、今後も行政目的には利用しない普通財産として取り扱うことが適当と考えているところでございます。

普通財産として保有する場合にも、このビルは、区分所有者6団体がその約3割を所有し、この敷地にはこれら団体の普通借地権が設定されておりまして、土地、建物ともに、道の意向のみで管理運営し、利活用することができないところであります。

また、仮に、道が賃貸事業を継続する場合には、先ほども御答弁申し上げましたとおり、空室や財政負担のリスクなど、多くの課題があるものと認識してございます。

○梶谷大志委員 本当に、2月に事業総括を示して以降、この捉え方について様々な意見が出てきているなというふうに受け止めるわけであります。

その原因をどう考えて、そうした様々な意見に対する道の受け止め、道の姿勢についてお伺いいたします。

○平田財産課長 事業総括を示して以降の御意見についてであります。道では、プレスト1・7の取扱いについて、区分所有者6団体との意見交換等に時間を要し、信託期間を1年延長して対応することとなり、その間において、慎重に検討する必要がある、他の普通財産と同様の取扱いで本当によいかといった御意見や、不動産市況や賃貸事業経営のリスクなどを検証し、根拠となる数字を具体的に提示した上で最終的な判断をする必要があるといった御意見をいただいたところでございます。

道としては、こうした御意見を丁寧に伺い、対応することが必要との認識の下、事業総括の取りまとめから約1年半以上が経過したことなどを踏まえ、外部有識者の御意見を伺いながら、不動産市況や社会経済情勢の変化のほか、賃貸事業を引き継ぐ場合の課題などを確認してきたとこ

ろであり、道議会での御議論もいただきながら、検討を深めてきたところでございます。

○**梶谷大志委員** 本当にこういう取組を通じて理解が深まっていくと、我々もそういう思いですが、一方で、理解が深まらず、溝が深まるようなことがあってはまずいわけでありまして、その中で、あらぬ考え方なんかも出てくるのかもしれませんが、いずれにしても、道として、今後どうやって説明責任を果たして、この議論を進めようとするのか、所見をお伺いしたいと思っております。

○**清水財産担当局長** 今後の対応についてでございますが、昨年2月の事業総括の取りまとめから1年半以上が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、改めて外部有識者の方々から御意見をお伺いし、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認するとともに、今後の取扱いについて複数のケースを想定した収支試算もを行い、先般、道議会に報告したところでございます。

道といたしましては、売却または保有のいずれの場合でも、入札の手續等、新たに管理する者へのビルの管理運営業務の引継ぎが必要となりますことから、こうした手續に要する期間を考慮しつつ、先般の報告内容や道議会での御議論、また、道有財産等有識者会議での御意見なども踏まえながら検討を進め、信託財産の取扱いに関する考え方を示してまいります。

○**梶谷大志委員** これまで様々な課題についてお伺いしてきましたが、それぞれ取組を進めながら、施設の売却ですとか有効利用、整備などを行っているということでもあります。

変化が著しい今日を踏まえて、道全体としての未利用財産の処分、有効活用、整備、また、今、伺ったプレスト1・7への対応など、今後どのように取り組むのか、所見をお伺いします。

また、答弁をまだ伺っていませんけれども、ちょっと質問の時間がないので、これら様々な課題については知事に直接伺ってまいりたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいをお願い申し上げまして、私の質問は終わりますが、答弁をよろしく願いいたします。

○**山本総務部長** 今後の取組についてでございますが、道では、ファシリティマネジメント推進方針に基づきまして、道有建築物におけるストックマネジメントやファシリティコストの縮減、スペースの有効活用や道有資産の売却等に取り組んできたところでございます。

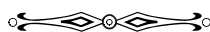
道では、道有財産等有効活用促進会議や道有財産等有識者会議を通じまして、ファシリティマネジメント推進方針に基づく取組の円滑な推進などを図ってきたところでございます。

今後とも、こうした枠組みを積極的に活用しながら、道有財産等の現状把握や取得、管理、処分等を効果的に進めてまいります。

○**梶谷大志委員** 終わります。ありがとうございました。

○**清水拓也委員長** 梶谷委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩



午後3時21分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

角田一君。

○角田一委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、指定管理者制度についてでございます。

昨今のエネルギー価格の上昇をはじめとした物価高、最低賃金の引上げや人手不足による賃金の急騰など、北海道と指定管理者等の民間事業者との協働事業においては、その事業運営に影響が出ている一方で、申請時には想定されない物価や賃金の急激な上昇を自動的に反映させる仕組みが指定管理者との協定においては明示されておりません。公募への参加者の増加による競争性を確保するためにも、現指定管理者の事業の安定性を図ることも必要と考えることから、幾つかの点で質問いたします。

まず、指定管理者への負担金における人件費や物品費等がどのように算出されているのか伺うとともに、物価や人件費上昇による指定管理者の運営、経営状況への影響は把握されているのか、伺います。

○清水拓也委員長 改革推進課長木村重成君。

○木村改革推進課長 負担金の積算などについてでございますが、道では、指定管理者に支払う負担金については、道の指定管理業務積算基準に基づき、施設ごとに選定時点での必要額を積算しており、人件費、物品費等、業務管理費及び一般管理費等の総額から、利用料金収入見込額を控除したものに消費税を乗じることとしております。

このうち、人件費、物品費等の積算における給料手当または賃金の単価、物品費等の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、その業務内容や地域性等を勘案し、施設ごとに道が決定しております。

また、道では、法令等に基づき、指定管理者に対し、毎年度、業務の実施状況や施設の利用状況のほか、人件費や物品費等を含む、管理に係る経費の収支状況に関する事項などを記載した事業報告書の提出を義務づけ、その施設の運営状況等を把握しております。

○角田一委員 2点目ですが、実態として、公募申請時に提出した計画書と人件費や経費等で大きく差が生じており、既に事業の赤字が生じているところもあると聞きます。

物価や人件費上昇への対応はなされているのか、お伺いするとともに、請負工事と同様な賃金スライド条項や物価スライド条項などの協定事項の見直しも必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○木村改革推進課長 負担金の取扱いについてでございますが、道と指定管理者が締結する協定書では、指定期間中におけるおのおののリスク分担を定めており、物価・賃金水準の変動、インフレ、デフレ、金利変動に伴う費用の増加または利益の減少については、指定管理者が負担することとしております。

また、経済情勢の激変、その他予期することのできない特別な事情により、負担金の額が著し

く不適當となったときは、協議により負担金の額を変更できる旨を規定しており、道では、これまで、コロナ禍における利用料金収入の減少や、衛生資機材の購入等の感染対策の強化のほか、電気料金や燃料費などの価格高騰の影響を踏まえ、負担金を増額し、施設運営に支障が生じることのないよう必要な措置を講じてきております。

道としては、今後とも、施設の適正な運営が図られるよう、指定管理者における業務の実施状況等を把握するとともに、賃金スライド制度などを導入している自治体の取組内容も参考にしながら、適正な負担金の積算に努めてまいります。

○**角田一委員** 経済情勢の激変等に関わりまして、やはり、条項にある程度うたっていたとしても明確ではない部分がある、そして、その協議の内容についてもなかなか現実に動いていないという部分があります。

また、コロナ禍における利用料金収入の減少、あるいは、燃料費の高騰、電気代の高騰に関しては、これは、措置した段階で、国費、国のほうの交付措置があつて、その中で行われたものであり、今後、それが永続的に収入として入ってくるかどうか定かではありません。そういった意味では、道の単費で行わざるを得ない部分が出てくるかとは思いますが、事業者が安定して経営ができることが、やはり、参加したいという、公募に参加するという意思を持った企業あるいは団体がさらに増えるための前提であると思っておりますので、その辺は今後御検討いただきたいと思っております。

次に、現在の指定管理者の実績を評価して、実績点として審査時に反映させることは、優良な指定管理者にとって、事業の安定性、事業内容の経験蓄積、人材育成につながるのみならず、実績評価により、事業及び運営内容への見直しを促すことから、新規での公募参加希望者の提案内容の向上も促すことにつながると考えます。

審査における実績評価の導入についての見解をお伺いいたします。

○**清水拓也委員長** 総務部次長兼行政局長黒澤政之君。

○**黒澤総務部次長兼行政局長** 指定管理者の指定についてであります。道では、条例等に基づき、施設ごとの性質または目的に応じて定める選定基準に照らして、価格のみならず、サービスの質や地域との関わりなどの要素も考慮しながら総合的な審査を行い、選定委員会の意見を聴取し、最適な候補者を選定の上、議会の議決を経て指定管理者を指定しております。

このうち、道営住宅の候補者の選定に当たりましては、取組意欲と緊張感を高め、適切な維持運営を促進し、より優秀な候補者を選定するため、現在の指定管理者における業務の執行状況の評価し、加点または減点する仕組みを導入しております。

道としましては、今後とも、施設ごとの制度の運用状況を把握するとともに、他県の取組状況も参考にしながら、必要に応じて制度の見直しを行うなど、指定管理者制度がより効果的に運用され、利用者の皆様へのサービスが一層充実するよう取り組んでまいります。

○**角田一委員** 指定管理者制度につきましては、国の制度がさほど変わっていないという中で、悪く言えば弊害、単純に言えば、コストダウンという部分のみがクローズアップされ、住民サー

【第1分科会 11月14日 第5号】

ビスの向上、この部分で民間の力を生かし切れていない、そういう意識もございます。

そういった意味では、指定管理を行っている施設を含めて、新しい官民の連携の在り方、そういったことをゼロベースでもう一回見直し、そして、よりよいものができるかどうか、検討していただくことが必要かなと考えているところであります。

次に、内部統制制度のほうに移らせていただきます。

道では、令和2年4月に、適正な事務執行に向けた取組に関する方針を策定し、この方針に基づき、財務事務などについての体制の整備や運用を行う内部統制制度を導入しており、第3回定例会において、令和4年度における取組についての評価報告書が提出されました。行政課題の複雑化、多様化が進む中、業務の効率的かつ効果的な遂行は必要不可欠であり、事務上の阻害要因をリスクとして識別した上で、自らが対応策を講じる取組である内部統制制度の適切な運用は、道政の信頼性を高めるためにも重要な取組です。

そこで、以下、内部統制制度に関し、数点伺ってまいります。

まず、道における内部統制制度の取組や、今回の評価報告書の評価結果はどのような内容だったのか伺うとともに、それに対する監査委員による審査の結果がどうであったのか、伺います。

○木村改革推進課長 評価報告書についてであります。道では、地方自治法に基づき、令和2年度から、事務の適正な執行の確保を目的に内部統制に取り組んでおり、毎年度、発生可能性や影響度が大きい重要リスク項目への対応策を実施するとともに、その取組状況を評価することなどにより、不適正事務の発生防止及び抑制に努めております。

令和4年度の評価報告書の評価結果では、対応策を取らなかった、整備上の不備が3件、対応策の実施が不十分であった、運用上の不備が101件あり、そのうち、住民に対し大きな経済的、社会的な不利益を生じさせた、重大な不備が3件ありました。

また、評価報告書に対する審査意見書の審査結果では、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるとされたほか、制度の実効性を高めるためには、制度の理解を深めることや不備に関する情報の周知など一層の取組を推進されたいとの所見が示されました。

○角田一委員 同制度の取組の実施に当たっては、その実効性を確保することが重要と考えます。

このたびの監査委員による審査結果などを踏まえ、今後、道としてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○黒澤総務部次長兼行政局長 今後の対応についてであります。道では、このたびの審査意見書の審査結果を踏まえまして、本年9月に、庁内各部局に対し、改めて制度の趣旨やリスク対応策の徹底などを通知するとともに、同様の不備が繰り返し発生しないよう、取組の実施に当たっての留意事項のほか、所属ごと、重要リスク項目ごとの不備の発生状況を周知したところであります。

道としましては、今後とも、こうした取組などによりまして制度の実効性の確保に努めるとともに、現在、国が来年2月をめどに検討している、地方自治体におけるガイドラインの見直しを

踏まえた必要な対応を行うなど、内部統制制度の一層の取組を推進し、事務の適正な執行を確保することにより、行政サービスの安定的かつ効果的な提供とともに、道政の信頼性の向上に努めてまいります。

○角田一委員 次に、スマート道庁の取組についてに移ります。

道では、令和2年3月に「S m a r t道庁のすすめ方」を取りまとめ、道庁における業務改革や働き方改革に取り組んできており、令和4年4月からは、全職員に公用スマホが配付され、テレワーク環境が本格稼働するなど、様々な取組を進めています。また、その取組を進めるに当たっては、各取組の工程表を示すとともに、主な項目において目指す水準を示した上で、毎年度、数値の経年変化を確認しながら実施していると承知しております。

そこで、スマート道庁の進捗状況について、以下、数点伺います。

まず、進捗状況についてでございますが、まずは、スマート道庁の指標にはどのようなものがあり、その指標の進捗状況はどのようになっているのか、直近の状況を伺います。

○木村改革推進課長 進捗状況についてであります。道では、スマート道庁の推進に当たっては、業務の効率化・省力化、多様で柔軟な働き方、健康で生き生き働ける職場環境の三つを柱に取組を進めております。

各柱ごとの主な指標の進捗状況について、まず、業務の効率化・省力化における指標の現状としては、年休の平均取得日数は、目指す水準13日に対し13.2日、紙購入量の削減は、50%削減に対し16%、電子決裁率の向上は、75%に対し49.2%となっております。

次に、多様で柔軟な働き方の指標では、テレワークの実施率は、40%に対し69.9%、育児休業の取得率は、女性100%に対し98.8%、男性30%に対し47.5%となっております。

また、健康で生き生き働ける職場環境の指標では、職員へのアンケート調査による、仕事にやりがいを感じている職員の割合は、上げるに対し、令和2年度は67.8%、3年度は63.2%、4年度は63.6%となっております。

○角田一委員 ただいま、進捗状況の数値のほうを説明いただきましたので、次に、現状認識についてお伺いいたします。

スマート道庁の指標に対して順調に推移している項目もあれば、例えば、紙購入量の削減、電子決裁率の向上など、あまり進んでいない項目も見受けられます。

推進が遅れている項目については、より積極的に取り組まなければならないものと考えますが、道では、こうした現状をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○木村改革推進課長 現状認識についてであります。道では、これまで、定型業務の自動化や文書管理システムの改修などによる行政情報の電子化のほか、情報システムの最適化などにより、業務の効率化、省力化に取り組むとともに、公用スマートフォンによるテレワーク環境の整備や、庁舎のW i - F i化などにより、時間や場所に制約されない多様で柔軟な働き方に取り組むほか、フリーアドレスや大型モニターの活用などのオフィス改革により、健康で生き生き働ける職場環境に取り組むなど、スマート道庁の取組前よりも、相当程度、業務改革や働き方改革を

【第1分科会 11月14日 第5号】

進めてきたものと認識しております。

一方で、紙購入量の削減や電子決裁率の指標では、年々進捗してはいるものの、目指す水準には達していない状況にあるほか、仕事にやりがいを感じている職員の割合が年々減少しているなど、スマート道庁を推進する上で、改善を行いながら、一層取組を進めていく事項があるものと認識しております。

○角田一委員 様々な課題があると思いますが、それらの課題に真摯に向き合い、一つずつ丁寧に対応していくことで目指す水準が達成され、その結果、スマート道庁の目指す姿である道庁の組織活力の向上、ひいては住民サービスの向上につながるものと考えております。

道は、目指す水準の達成に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

○清水拓也委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 スマート道庁の推進についてであります。道では、昨年4月から、庁舎のWi-Fi化や公用スマホを用いたテレワーク環境が本格稼働するなど勤務環境が大きく変わり、これらを生かした業務改善が図られてはいるものの、業務改善効果を最大化するには、職員一人一人のさらなる意識と行動の変革が必要であると認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、公用スマホを活用した実践事例の横展開はもとより、管理職員をはじめとした職員の意識改革の促進に努めるとともに、スマート道庁の一層の推進に向けて、電子契約の導入や文書管理システムのさらなる改善、行政手続におけるアナログ規制の点検、見直しのほか、フリーアドレス化やペーパーレスを進めるオフィスコンペの取組などを通じて、電子データを基本とした働き方へのシフトや職場環境の改善を図るなど、今後とも、職員の理解と共感の下、取組を着実に進め、道民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

○角田一委員 最後に、意見として、こういうスマート道庁をつくる電子化というものについては、やはり、常に新しいものが出てくる、そして、よりよいものが様々な企業あるいは自治体を含めて提案され、新しく、よりよいものができてきております。そういった部分で、やはり、更新をきちんと進めていく、今あるものに特化せず、きちんと更新をすることで、恐らく目標の達成に近づくと考えますので、財政的な措置も含めて、きちんとした議論をして進めていただきたいことを申し上げまして、質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○清水拓也委員長 角田委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、初めに、行財政運営について、まず、令和4年度の道税収入については、当初予算で計上した6222億円に対し、最終予算が6455億円と、233億円も増額したにもかかわらず、さらにそれを33億円上回る6488億円となったわけであります。

令和3年度においても、税収が過去最高額を記録したと承知しておりますが、令和4年度はさ

らに上回る税収となったわけでありますが、こうした上振れについてどう受け止めているのか、伺います。

○清水拓也委員長 税務課長赤坂誠司君。

○赤坂税務課長 道税収入についてであります。令和4年度の当初予算額と決算額の対比では、地方消費税貨物割が約144億円の増となったほか、法人事業税が約73億円の増となるなど、道税全体では当初予算額を約266億円上回る6488億円となったところであります。道税は、安定的な財政運営に重要な財源であることから、今後ともその確保に最大限取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ただいまの答弁では、法人事業税が伸びたということですが、業種別ではどのような結果だったのか、また、地方消費税の貨物割についても大きな伸びがあったということですが、その要因についても併せて伺います。

○赤坂税務課長 まず、法人事業税についてであります。主な業種の調定額について前年度の決算額との比較で申し上げますと、サービス業が約40億円、金融・保険業が約23億円、製造業が約21億円とそれぞれ増加しているところでございます。

また、地方消費税の貨物割についてであります。前年度の決算額との比較で申し上げますと、原油価格の上昇等による輸入額の増加によりまして約177億円の増となっているところであります。

○赤根広介委員 次に、道税収入未済額については、平成20年度の221億円をピークに年々減少を続けたと承知しておりますが、現状について伺います。

○清水拓也委員長 税務対策担当課長佐々木恒司君。

○佐々木税務対策担当課長 令和4年度の道税収入未済額の状況についてでございますが、収入未済額が最大であった平成20年度決算額と令和4年度決算額の比較で主な税目の状況について申し上げますと、個人道民税が約128億円から約38億円となり、約90億円、自動車税は約42億円から約6億円となり、約36億円、それぞれ縮減するなど、道税全体では約221億円から約3分の1となる約69億円となったところでございます。

○赤根広介委員 本決算特別委員会でも、コロナ対策で多額な不用額を出した部もあったことが明らかになったわけでありますが、一方で、ここ十数年で多額の収入未済額を約3分の1の69億円まで縮減したということで、税務当局の皆さんの努力にまずは敬意を申し上げます。これまでどのような取組をされてきたのか、伺います。

○佐々木税務対策担当課長 収入未済額の縮減の取組についてであります。個人道民税については、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収していることから、事業者が給与から天引きする特別徴収の推進や、地域ごとの市町村で構成する滞納整理組織に道職員を派遣して、徴収技術の向上に努めるなど、市町村と連携した取組を行ってきたところでございます。

また、自動車税などその他の税目についても、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、自動車などの動産差押えを積極的に行うなど、厳正な措置を講じてきたところでございます。

○赤根広介委員 税収の確保は、まさに地方自治の根幹をなすものであり、今後とも、行政サービスの向上を図るためには極めて重要な財源であります。

今後の税収の確保の取組について伺います。

予算執行に当たり、税務当局の努力とは裏腹に、見通しを誤り、多額の不用額を出したり、補助金の完了検査で不正を見抜けなかったり、申請日を過ぎても受け付けができてしまった事業が発生するなどといった、支出面における不適切な事務処理が昨今見受けられるわけであります。

こうした事案も踏まえ、財務事務をはじめとして、職員の資質の向上を図るため、職員の教育、研修をいま一度強化すべきと考えるわけではあります。どのように取り組むのか、所見を伺います。

○清水拓也委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 今後の取組についてであります。道税収入は、安定的な財政運営に重要な財源であることから、個人道民税につきまして、特別徴収の拡大や滞納整理組織への道職員の派遣のほか、自動車税などその他の税目におきましても、預貯金や給与の差押えの徹底や、スマートフォンアプリを活用した電子マネーなどの多様な納税方法により自主納税を促進するなど、引き続き、効果的な徴収対策を進め、収入確保に取り組んでまいります。

また、職員の教育、研修についてであります。厳しい行財政環境の中、限られた人的資源と財源で質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員一人一人が専門的知識や技能を高めていくとともに、コスト意識やスピード感を持って効率的、効果的な行政運営を行っていく必要があるものと認識しております。

こうしたことから、道では、新規採用職員を対象とした会計・財務制度の基礎に関する研修や、財務会計事務に精通した職員を育成するための専門人材研修のほか、行政経営や政策形成といった能力開発研修などを実施しているところであり、今後とも、研修ニーズを適切に把握しながら研修内容の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、財政運営についてであります。

令和4年度における実質収支は約274億円となり、昨年度より減少したものの、過去と比較しても多額となっており、国へ返還する緊急包括支援交付金の剰余金を除くと約161億円となり、過去10年間で最高水準となっているわけではあります。その主な要因について伺います。

○清水拓也委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 実質収支の要因についてであります。令和4年度においては、道税や地方創生臨時交付金などの国費等の歳入確保を行ったことや予算の効率的な執行に努めたことにより、国の緊急包括支援交付金の剰余金を除いた収支は、結果として約161億円の黒字となったところでございます。

○赤根広介委員 令和4年度決算に基づく道の実質公債費比率は18.9%と過去最低の数値となった一方で、今後、再び比率は上昇局面に転じることが推計されているわけではあります。

市町村分も含め、全国の状況を見ても、地方債の許可団体となる18%を超えているのは北海道

と新潟県、そして再生団体であります夕張市の3自治体のみであります。このうち、令和4年度決算で比率が18.2%となり、新たに許可団体となった新潟県は、15年後の令和20年度に18%を切り、許可団体を脱却する見通しとのことであり、夕張市についても脱却するめどが立っているところでもあります。

そうした中、道については、現行の行財政運営基本方針でも、中長期的には、地方債の許可団体の基準である18%未満を目指すとするのみであり、公債費負担適正化計画などでも明確な見通しは示しておらず、比率は今後も高い水準で推移するとのことでありますが、その要因について伺います。

○清水拓也委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 実質公債費比率についてでございますが、今後も比率が高い水準で推移する要因といたしましては、平成4年度以降に行われた大規模な景気対策時に発行した道債が償還時期を迎え、元利償還金が増加することや、これまで収支対策として行ってきた減債基金の積立留保の影響により、比率算定における基金の積立不足が生じていることなどによるものでございます。

こうした状況は、推計期間である令和14年度までの間、継続いたしますことから、現時点におきましては、比率が18%を上回って推移する見通しとなっているところでございます。

○赤根広介委員 こうした道の財政状況というのは、かねてから変わらない状況なのですが、一方で、世界に目を向けると、今、金利などの動向が激しく動いているわけでありまして、令和4年度は、原油や小麦などの価格高騰に加え、アフターコロナの消費回復により、世界的にインフレとなったわけでありまして。

このインフレへの対応として、アメリカのFRBや欧州中央銀行といった各国・地域の中央銀行は利上げを行ったわけでありまして、日銀は、緩和政策を継続しつつも、令和4年12月に、国債の買入れにより、国際金利を制御するイールドカーブ・コントロールの上限金利を引き上げたところであります。令和5年度になってからも、各国・地域の中央銀行の利上げ傾向は止まらず、日銀も、イールドカーブ・コントロールの上限金利をさらに引き上げるといった金利上昇局面が現在も続いているところであります。

こうした金利上昇局面において、4年度における国際金利は、実際、どのように推移したのか、また、道債の金利は、国債の金利と比較しどう推移したのか、5年度の状況も含めて伺います。

○高畠資金担当課長 金利の推移についてでございますが、期間10年の債券では、令和4年度の国債の金利は、年度当初から年度末までの間に0.306ポイント上昇し、0.532%になり、一方、道債の金利は0.446ポイント上昇し、0.74%となったところでございます。

また、令和5年度の金利は、4年度のピークから10月までに、国債は0.268ポイント上昇し、0.8%となりまして、道債は0.155ポイント上昇し、0.895%になっているところでございます。

国債、道債ともに金利は上昇傾向にありますものの、道債の金利の上昇幅は、令和4年度と比

較し、令和5年度は緩やかに推移しているところでございます。

○赤根広介委員 令和4年度の道予算では、道債の中心年限である10年債の発行金利を、財務省で設定している国債の予算積算金利1.1%と同率で設定されていると承知しております。こうした点については、毎年のように5定補正予算のときに議論を交わしてきたわけであり、しかしながら、先ほどの答弁にもあったとおり、4年度から5年度にかけて国債金利は上昇傾向にあり、道債についても、直近では1.1%に迫る0.8%を超える状況となっているわけであり、

財務省では、令和6年度概算要求における積算金利を1.5%にしたと報じられているわけですが、仮に、4年度に発行した道債の金利が1.5%で推移した場合、道債償還費はどの程度増加した可能性があるのか、伺います。

○高畠資金担当課長 道債償還費への影響についてでございますが、令和4年度に発行した道債の加重平均金利は0.345%となっておりますが、仮に、令和4年度に発行した全ての道債の金利を一律1.5%とした場合、利子償還額は約46億円の増加となると試算されるところでございます。

○赤根広介委員 こうした状況になってくると、皆さんが、毎年度、5定補正で大体50億円前後の不用額を出していた、いわゆる道庁の財政のからくりが使えなくなるわけでありまして、それは、もっと予算金利を一緒に上げていかないと困るわけであり、

一方で、道債の償還費が大幅に増加する可能性があるということが判明したわけですが、同様に、1.5%で推移した場合の実質公債費比率への影響はどの程度と試算されているのか、伺います。

○高畠資金担当課長 実質公債費比率への影響についてでございますが、仮に、令和4年度に発行した道債の金利が1.5%で推移したと仮定した場合、利子償還額が増加し、4年度以降の決算に基づき算定される5年度以降の実質公債費比率は、0.1から0.6ポイント悪化していたと試算されるところでございます。

○赤根広介委員 こちらも、引きずられて悪化していくということであり、

実質公債費比率は、そもそも今後も高止まりの傾向が続くわけでありまして、こうした金利の動向や国の経済対策による地方債発行増など今後の比率上昇要因も見込まれる中、改善に向けたこれまでの取組状況を伺います。

○松林財政課長 実質公債費比率の改善についてであります。令和4年3月に改定した行財政運営の基本方針において、比率が高止まりする大きな要因である減債基金の積立留保について、当初予算における計画的な積み戻しや年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しにも取り組むことといたしました。

こうした考え方にに基づき、4年度及び5年度の当初予算においては、計画どおり各30億円の積み戻しを計上したほか、年間を通じた積み戻しにつきましても、最終補正予算において、3年度に100億円、4年度に50億円をそれぞれ措置したところでございます。

○赤根広介委員 今年度末も同様な対応をしっかりと取るようにここは期待をするわけであり、

が、金利も上昇局面であり、今後の比率改善の取組は厳しい状況が想定をされるわけであり、いずれにしても、地道に取組を進める以外にない、そういうふうを考えるわけですが、今後の取組について所見を伺います。

○清水拓也委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 比率の改善に向けた今後の対応についてであります。道の実質公債費比率は、全国の都道府県の中でも最も高く、今後も高い水準で推移する見通しにあるほか、道債の発行金利も上昇傾向にありますことから、比率の改善に向けて継続的に取り組むことが重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、新規道債の発行抑制を図ることはもとより、減債基金への計画的な積み戻しや経費節減の徹底などによる財源を活用したさらなる積み戻しなど、実質公債費比率の改善に向けた取組を引き続き粘り強く進めてまいります。

以上です。

○赤根広介委員 次に、財政調整基金についてであります。令和4年度末の残高は428億円、そして、令和5年度末の残高は現時点で349億円と見込まれており、道の財政規模から見ても少額で推移している状況であるとともに、道が将来的に確保するとしている500億円にも満たない状況が続いているわけであり。

道財政は、今後も多額の収支不足が見込まれており、収支均衡のためには財政調整基金に頼らざるを得ない状況が続くことが見込まれ、さらに、物価高騰対策や頻発する自然災害などに対応していくためには、やはり、この数字では心もとない残高と言わざるを得ないわけであり。

今後、財政調整基金の確保に向けてどう取り組むのか、伺います。

○木村財政局長 財政調整基金についてであります。令和4年度末に428億円であった財政調整基金の残高は、5年度補正予算における多額の取崩しと、4年度決算の確定に伴う決算剰余金の積立てを行うこととした結果、5年度末においては349億円と見込んでいます。

道では、財政調整基金の確保は大変重要なことから、将来的にはおおむね500億円程度の確保を目指すこととしております。このため、道といたしましては、引き続き、歳入歳出予算全体について徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算の執行などにより財源を捻出しながら、基金残高の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○赤根広介委員 財政当局の皆さんが、こうした考えの下、努力を重ねても、知事がゼロカーボン基金を積みみたいからと25億円をぱっと取られてしまう、そうした状況に対しては、財政当局としても、幾ら知事とはいえ、「殿、御乱心を」と言って止めるようなこともしっかりやっつけていかなければいけないと私は思いますよ。

そこで、今日議論してきたとおり、金利はまさに上昇局面に入っているわけでありまして、長らく道財政が恩恵を受けてきた低金利の時代が変わりつつあるわけであり。収支不足額や実質公債費比率への影響も懸念される中、道は、年内にも新しい収支対策の方向性を公表すると承

知しておりますが、収支不足の縮減や財政調整基金の確保、さらには実質公債費比率の改善など、依然として大きな課題は残されているわけであります。

一方で、物価高騰等に対する経済対策など、道政上の諸課題に対する予算の確保も重要であります。道は、今後の財政運営をどう行っていくのか、所見を伺います。

○山本総務部長 今後の財政運営についてであります。道財政は、来年度以降も収支不足額の発生が見込まれていることに加えまして、道債の発行金利が上昇傾向にあることや人件費の増加のほか、少子化対策など、国の施策拡充に伴う影響といったさらなる懸念要素も見込まれることから、現在、収支見通しの精査と併せまして、必要な収支対策の検討を進めているところでございます。

道といたしましては、今後の財政運営に当たりまして、物価高騰など現下の課題や中長期的な政策課題にも適切に対応しつつ、収支不足額の縮小や実質公債費比率の改善、財政調整基金の確保など、財政健全化に向けた取組を、引き続き、計画的に進めていく考えでございます。

○赤根広介委員 次に、人事政策についてであります。

先ほども、道職員の退職者についての再就職、再任用について議論があったわけであります。道では、退職管理に関する取扱要綱を見直しているものと承知をしております。令和4年度の再就職の状況について、退職管理取扱要綱が適用される団体、民間企業、そしてその他の団体別でそれぞれ伺います。

○清水拓也委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 職員の再就職の状況についてでございますが、道では、北海道職員の退職管理に関する条例に基づきまして、毎年度、課長級以上の職員の再就職状況を公表しております。

令和4年度末に退職した職員等については、令和5年8月1日現在で、退職管理要綱の適用を受ける団体に7名、民間企業に26名、その他の団体に50名が再就職したところでございます。

○赤根広介委員 誤解のないように、私は道職員の皆さんの再就職を何も否定しているわけじゃなくて、どんどん持てる能力を社会のために還元していただきたいという思いであります。

そこで、この取扱要綱で定めている職位別の給与水準についてどのように見直すのか、伺います。

○古田人事課長 退職管理要綱の見直しについてでございますが、道では、職員の再就職に関し、退職管理要綱を定めまして、道の財政的関与度の高い団体への再就職に当たって、退職時の職位ごとに、給与に一定の制限を設けていたところでございます。

一方、その額につきましては、地方公務員法の改正に基づく定年引上げ後の職員の給与水準が、職位にかかわらず、その職員の在職時の7割水準とされたことと比べまして低くなったことから、このままでは、再就職を希望せず、引き続き職員としての勤務を希望する者が増えることが見込まれるところです。

このため、再就職者の給料等につきましては、これまでの職位ごとの給与基準額を見直し、定年引上げ後の職員の給与水準との均衡を考慮の上、団体等においてその職責などを勘案して定め

ることとし、本年10月末に退職管理要綱を改正したところでございます。

○赤根広介委員 定年の引上げに伴い、役職定年後の職員を含め、60歳以降も働く職員が増加し、職員数に占める高齢期職員の割合が高まっていくことが見込まれる中、質の高い行政サービスをいかに維持していくかが課題と考えるわけであります。

幹部職員をはじめ、管理職経験者が非管理職となり、どのような業務に当たるのか、伺います。

○古田人事課長 役職定年後の職員の役割などについてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、現行60歳の定年年齢が今年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴いまして、役職定年制が導入され、管理職員は、60歳以降、非管理職員として勤務していくことが基本となるところでございます。

こうした役職定年となる職員には、これまで培った豊富な知識や技術、経験などを生かし、各所属において即戦力として係長職の役割を担っていただくことはもとより、新任の管理職員などへのサポートや次世代を担う職員の指導育成、業務改善の取組といった役割も期待しているところでございます。

また、役職定年となる職員が意欲を持ってこうした役割を果たしていくことができる環境づくりを行っていくことが重要と考えておりまして、その役割にふさわしい職の設置につきまして、年内に具体的な内容を固めるとともに、対象となる職員に対し、期待する役割などについて十分な周知を図っていく考えでございます。

○赤根広介委員 今回のこうした見直しは、当然、時代の流れの中で必要なものと私も認識しているわけでありますが、今後、団体等からの人材紹介要請に対して十分に応えていくことが難しくなることも考えられるわけであります。

また、実際には、道の財政的関与度の高い団体以外の団体におきましても、給与水準を同じように設定している場合が多いことから、人材確保が懸念されるところであります。

こうした団体等は、道の各分野における政策の担い手として、現場で活躍されていることも多いのが実態と承知しているわけでありますが、組織運営などに支障が生じないよう対応する必要があるわけでありますが、この点、道の認識を伺うとともに、今後の対応について所見を伺います。

○清水拓也委員長 人事局長飯田滋君。

○飯田人事局長 団体等への対応についてでございますが、人口減少が進み、道内各地で人手不足が深刻化する中、道職員として長年培われた能力や経験を生かし、退職後に団体や企業で勤務してもらうことは、地域課題への対応などといった面からも有効と考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、道では、団体等における人材確保といった観点も考慮しながら、退職管理要綱に定める給与制限等について見直すこととし、こうした見直しの趣旨や内容につきまして、要綱の適用団体はもとより、各部局が所管する団体や企業等を訪問し、丁寧に説

明、意見交換の上、10月末に要綱を改正したところでございます。

道といたしましては、今後、退職管理の適正な運用を通じて、団体からの人材紹介要請に対応するなど、来年度以降の団体等における組織運営などに支障が生じることのないよう適切に対応してまいりる考えでございます。

○赤根広介委員 先ほど指定管理者制度の議論もありましたが、財政力が決して恵まれていると言えないような団体もある中で、再就職を受け入れている団体もあるわけでございますので、そうした団体等も含めて、支障がないように、引き続きしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

役職定年後の職員を含め、60歳以降も働く職員が増加をし、職員数に占める高齢期職員の割合が高まる中、高齢期職員の働き方だけではなくて、そうした環境下で働くこととなる現役職員も含めて、全ての職員が持てる能力を発揮し、職務にやりがいを見だし、道政の推進に貢献できる、そうした職場体制づくりに今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○清水拓也委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 今後の対応についてであります。定年の引上げに伴いまして60歳以降も働く職員が増加し、職員数に占める高齢期職員の割合が相対的に高まっていくことが見込まれる中、将来にわたりまして質の高い行政サービスを維持していくためには、各職場で、高齢期職員が豊富な知識や技術、経験を十分に発揮するとともに、次の世代に知識、経験などを継承していくことが重要であると考えております。

このため、道では、定年引上げとなる職員を対象としまして、高齢期職員に期待される役割への理解やモチベーションの維持を図るため、セカンドキャリア研修を実施するほか、今年度から、新たに、役職定年者に向けた研修や、55歳の全職員を対象に、より早い段階から、定年延長後を見据えた働き方について理解を深め、意識の変化を促すキャリアデザイン研修を実施することとしております。

道といたしましては、今後とも、適材適所の人事配置をはじめ、研修内容の充実などを行いながら、高齢期職員をはじめとした全ての職員が、高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今日の議論では、即戦力として係長職の役割を担うということでもありますので、例えば、これまで比較的若手が3人で構成していたポジションに、高齢期職員が1人入って、その1人と若手2人の3人の構図になったときに、実質、マンパワーが0.5人減しましたと、そういったことにならないようにということを私は一番懸念しているのです。今、役職定年向けの研修も行うということでありましたので、道庁内でのリスクリングのようなことも早めに実施をしていって、本当に高齢期職員が働くことでより職場が活性化して、若手も伸びていく、そんなことが理想だというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただくことをお願い申し上げるとともに、この行財政運営については、知事に直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、減災・防災についてであります。

道では、10月25日に原子力防災訓練を実施したと承知しております。この訓練の中でも、参加者からは、事故発生時に高齢者などの移動手段が確保できるか疑問が残った、あるいは、検査の際における言語の壁は課題であり、受入れ側が多様な対策を考える必要がある、さらには、会場での英語対応がもっとスムーズだとよかった、こうした参加者からの声もあるようであります。

そこで、道では、原子力防災対策を推進する上で、安全対策費を計上し取組を推進しているわけではありますが、昨年度の予算額と防災対策事業を実施した執行額についてお伺いをいたします。

○清水拓也委員長 原子力安全対策課長稲場勝敏君。

○稲場原子力安全対策課長 執行額についてであります。令和4年度の原子力安全対策費の予算額は約23億2900万円であり、執行額は約12億5500万円となっております。

○赤根広介委員 決算資料を拝見すると、昨年度の原子力安全対策費で多額の不用額が生じておりますが、改めて、過去5年間の不用額と併せて伺います。

また、なぜこれほどの不用額が発生するのか、その要因についても伺います。

○稲場原子力安全対策課長 不用額についてでございますが、過去5年間の原子力安全対策費の不用額は、平成30年度は約9100万円、令和元年度は約1億7000万円、令和2年度は約1億9600万円、令和3年度は約1億7000万円、令和4年度は約5億5100万円であり、例年と比較しまして多額であった令和4年度を除き、予算現額に対する不用額の割合は、おおむね4%から9%となっているところでございます。

また、不用額が発生している主な要因についてであります。過去5年間では、昨年度の不用額が最も高くなっておりますが、その主な理由は、国の令和3年度補正予算に対応して、令和4年第1回定例道議会で繰越事業として予算議決をいただきました、屋内退避施設等の放射線防護対策事業に係る予算のうち、約3億8700万円について、道の補助対象事業者が、工事の入札を2度実施したものの、資材費や人件費の高騰のため不調となり、予算額の一部を執行できなかったことによるものであります。

○赤根広介委員 昨年度は特殊要因があったというわけではありますが、いずれにしても、平成30年度、令和元年度、2年度、3年度を見ても、予算規模に対する割合が4%から9%ということであり、金額的には1億円以上、あるいは2億円近い不用額が出ているということは、私は、防災対策というものは現場での繰り返しの対応が何よりも重要でありますから、これほどの不用額が生じるということは、やはり、住民への周知活動などを含めて、危機対策局の取組が足りない、そうした証左だと受け止めざるを得ないわけではありますが、この点、認識を伺います。

○稲場原子力安全対策課長 原子力防災対策についてであります。原子力安全対策費の各年度における不用額については、原子力防災資機材の整備、モニタリング機器の整備、点検などの委託業務等における入札の執行残が多くを占め、また、その財源としている国の交付金も使用目的が限られているところであります。

道といたしましては、今後とも、関係機関と緊密に連携を図りながら、広報誌、研修などを通じた住民への防災知識の普及啓発を図るとともに、防災訓練を繰り返し実施するなど、防災対策の充実に向け、予算の効果的、効率的な執行に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、発災時の避難についてであります。道では、北海道地域防災計画において、北海道バス協会を指定地方公共機関に位置づけ、平時より密接に連携しているとこれまでの議会議論でも述べているわけであります。

災害時に防災支援活動を依頼するバス業界を含め、トラック業界やハイヤー業界などの交通関係団体のこうした厳しい状況について、この間も様々な場面で議論していますし、今、バスの減便なども顕著になってきているわけでありますが、これらの状況というものをどのように把握されてきたのか、伺います。

○稲場原子力安全対策課長 バス協会などとの意見交換等についてであります。北海道バス協会や北海道トラック協会、北海道ハイヤー協会は、原子力災害時における人員や物資等の緊急輸送について支援を行っていただくこととなることから、協会の方々と日頃から意見交換等を行うことは大変重要と認識しております。

このため、道では、これまで、バス協会やトラック協会、ハイヤー協会を訪問するなどし、原子力防災に係る様々な課題等について情報交換を行っているほか、研修会や防災訓練にも参加いただくなど、協会や事業者の方々に対し、指定地方公共機関や公共輸送機関として防災関係業務への対応に関する理解促進に努めてきたところでございます。

○赤根広介委員 道では、バス協会と、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領を策定し、輸送確保に関する方針や手順を整理しているわけでありますが、そもそもバス運転手が深刻に不足している現状において、災害時に1800台以上のバス輸送をバス協会が対応することは、私は不可能だと考えるわけでありますが、バス運転手不足に関する認識を含め、道の受け止めを伺います。

○稲場原子力安全対策課長 避難用バスの確保についてであります。バスによる住民避難については、道とバス協会とで定めた住民避難用バス要請・運行要領に基づき、運転手の安全確保を大前提とした運行ルールの下、協会会員のバス事業者に住民輸送を行っていただくこととしており、バス協会としては、この枠組みの下、現段階で必要なバス台数を確保しているところであります。

バス事業については、乗務員の高齢化や担い手不足、人口減少による路線バスの減便、撤退などの問題が生じており、事業を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しておりますが、原子力災害時においてバスによる住民避難は大変重要であることから、道では、バス事業者や乗務員の方々に原子力防災の重要性について御理解いただくための各種取組を行っているところであります。

道としましては、今後とも、バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら、原子力災害時の対応に関する理解促進を図るなどして、円滑な住民避難の実施に向けて不断に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 これまで同様、バス協会が必要な運行台数を何とか確保し、対応するといった答弁の繰り返しとを感じるわけであります。

道では、これまで、最悪の場合は国が責任を持ってバス車両を確保し、住民避難に対応すると答弁しているわけでありますが、自衛隊を含め関係機関における大型2種免許取得者がどれほどいるのか確認をされているのか、伺います。

また、その確認の事実を伺うとともに、現状における関係機関の当該免許取得者数を併せて伺います。

○清水拓也委員長 原子力安全対策担当局長村松卓己君。

○村松原子力安全対策担当局長 原子力災害時の住民避難についてでございますが、大型免許の取得者数について、実動機関である自衛隊や道警察などに確認したところ、その数は把握していないとの回答でございました。

万が一、不測の事態によりバス等の確保が難しい場合には、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」により、国が組織及び機能の全てを挙げて、万全の措置を講じ対処することとされているところがございます。こうした際にも、道としましては、避難を要する住民や避難経路に関する情報の集約などを行いまして、住民避難が円滑に行われるよう取り組むこととしております。

○赤根広介委員 今、答弁で、実動機関である自衛隊あるいは道警察などの大型免許取得者数は把握していないということでありました。それがそもそもそういう前提のものなのかどうか、私は承知しておりませんが、このこと自体は非常に重要なポイントではないかと考えるわけであります。

バス会社が運転手の派遣ができない場合、国が総力を持って対応するということでもありますけれども、これまでの道の答弁や避難計画について、こうした免許の取得者数を把握していないということであれば、全く根拠のないまま対応してきたとも言わざるを得ないのではないかと思います。

まさに、道の避難計画の実効性自体に疑念が生じざるを得ないわけでありますが、これで万が一の発災時に速やかな避難ができるのか、本当にそうしたことが可能なのか、この点、見解を伺います。

○村松原子力安全対策担当局長 住民避難についてでございますが、大型免許の取得者数については把握していないという回答でありましたが、不測の事態により、バス等の確保が難しい場合には、「泊地域の緊急時対応」により、国が組織及び機能の全てを挙げて万全の措置を講じ、対処するとされているところがございます。

また、こうした際、道としましては、避難を要する住民や避難経路に関する情報の集約などを行い、避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ただ、万が一の備えとして、最低限、これは公表する必要はないと私は思いますけれども、国と道の間で、せめて実態を把握して、大型免許取得者数というものを改めてしつ

かり確認して、その上で実効性のある計画をつくり、それに基づいた避難訓練を行っていくということが、これからのことを考えたら必要ではないかと思うわけではありますが、そうした把握さえするつもりはないのか、その点、見解を伺います。

○村松原子力安全対策担当局長 このたびの調査においては、大型免許の取得者数については把握をしていないとの回答でございましたが、今後、機会を捉えまして、国など関係機関に照会をしてみたいです。

○赤根広介委員 機会を捉えてというよりかは、早急に、主体的に、そうしたことを国と調整を図って把握するべきだということは指摘をさせていただきます。

私は、個人的には、既存の原発の再稼働には賛成の立場であります。しかしながら、やっぱり、それは、安全が確保されるというのが、これはもう絶対条件でありますので、そうしたことから、こうしてしつこく避難の在り方について議論しているわけであります。これまで危機対策局との議論を通じて、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領に定めた内容と道のスタンスには、少し乖離があるように私は感じるわけであります。

これまでも皆さんに提案をしてみましたが、例えば、要領ではなくて、他県が取り組んでいるように、やはり、バス協会と協定を締結し、より効率的、効果的、そして実効性のある住民避難対策を講じるべきと考えるわけではありますが、所見を伺います。

○清水拓也委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 避難バスの確保に向けた取組についてでございますが、バス要請・運行要領は、原子力災害が発生をし、住民避難等のための輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順を具体的に定めたもので、道バス協会、バス事業者それぞれの役割を明示しているものでございまして、その内容は、道とバス協会で協議をし、協会の定例理事会による承認を経て、双方合意の下、文書を交わしているものでございます。

道といたしましては、万が一の際の円滑な住民避難の確保に向けまして、今後とも、この要領の実効性をより一層高めていくため、緊急輸送に関する検討会などの場を通じ、協会や事業者の御意見を伺いますとともに、必要に応じて見直しを行うなど、住民避難が円滑に行われ、安全が確保されるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今日は、また一つ、新たな課題というものが判明をしたというふうに私は理解しておりますので、引き続きの対応を強く求めて、今回、このことについては知事総括に上げませんので、しっかり頑張ってくださいよう激励を申し上げます。

1分30秒も質問時間を残してしまいました。道民の皆さんに深くおわびを申し上げながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○清水拓也委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。寺島信寿君。

○寺島信寿委員 通告に従いまして伺ってまいります。

初めに、固定資産の維持管理等について伺います。

私は、昨年来、地方公会計の財務書類の活用やシステム化について質問してきたところであり、財務会計トータルシステムの見直しの検討が進められていることも踏まえ、道においても、東京都等と同様に、日々仕訳機能の導入などを進めるべきではないかと指摘してきたところでもあります。そうした経過も踏まえ、今回は、作成された財務書類を有効に活用することができる公共施設の適正管理の観点から、以下、伺ってまいります。

まず、施設別の維持補修費決算額等についてです。

道は、本庁舎をはじめとする多くの施設を所有しており、これらの施設に対しては、建設から供用期間中のメンテナンス、廃止後の解体まで、毎年度、多くの費用が投じられてきております。

私は、今回、令和4年度決算の審査に先立ちまして、各施設の維持補修費について調べてみましたところ、4年度当初予算においては、総務部所管分の庁舎等維持営繕費14億円余りが明記されておりましたが、施設別の予算額は明らかにされておられません。

また、さきの第3回定例会に報告された決算書におきまして、より大きな区分の庁中管理費として39億円余りの支出が確認できるものの、予算で明らかにされていた庁舎等維持営繕費の決算額が明らかにされておられません。このほか、決算書の附属資料である、財産に関する調書におきまして、施設区分別の総面積の増減の状況のみが示されているほか、主要な施策の成果説明書において、大区分の庁中管理費も掲載されておられません。

決算書については、予算書同様に、法令で記載事項が定められているものと承知しておりますが、まず、施設別、年度別、また、維持補修費の決算額について、ホームページなど決算書以外の方法も含めて、道においてどのように公表しているのか、伺います。

○清水拓也委員長 総務課長高見里佳君。

○高見総務課長 維持補修費の決算額についてであります。歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書には、主な事業の成果を登載しておりますが、管理的経費は登載しないこととされていることから、庁中管理費については記載していないところです。

また、施設別、年度別の内訳につきましては、ホームページなど決算書以外の方法も含めて、公表は行っておりません。

○寺島信寿委員 次に、維持補修費の検討についてです。

施設の老朽化と人口減少が同時に進行する中であって、今後も小規模な修繕を繰り返すのか、大規模修繕により長期にわたる活用を可能とするのか、いつ、どのようなメンテナンスを行うのがコスト面で最適なのか、あるいは、施設を廃止すべきという判断に至る場合もあり、道として、こうした判断について、道民に対し、維持補修費の実績や今後の見通しなどを示した上で説明できるようにしていくべきだと考えます。

道は、現在、出納局を中心に財務会計システムの更新に向けた検討を進めているものと承知しておりますが、この際、あわせて、固定資産台帳と連動し、建設前の施設のライフサイクルコストの試算や、現有施設の修繕費の平準化、最適化に向けたシミュレーションができるシステムを

【第1分科会 11月14日 第5号】

導入するなど、維持補修の実施に当たって、当該年度における所要額のみならず、長期的な視点を持って実施内容を検討すべきではないかと考えます。

そこで、現在、道において、例えば、庁舎について維持補修等の実施の判断をどのように行って、どのように実際の事業に反映してきているのか、所見を伺います。

○高見総務課長 庁舎の維持管理についてであります。道では、道有建築物の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に向けた取組を推進するための基本的な考え方や方策を示した北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、長期保全計画を作成し、予防保全型の計画的な修繕を推進することとしているほか、必要に応じ、長寿命化改修を実施しているところであります。

耐用年数以上、長期間使用するための長寿命化改修の実施に当たっては、将来の施設需要や移転、集約の可能性などを踏まえることはもとより、屋上防水や外壁といった重要な部位の劣化状況について調査する長寿命化診断を行いまして、長期使用の適否や改修内容を判断した上で実施しております。

このため、本庁舎及び振興局庁舎の修繕等に当たっても、推進方針に基づき、設備等の更新周期や劣化状況のほか、緊急性や優先度などを勘案の上、修繕箇所や時期の判断を行い、実施してきているところであります。

○寺島信寿委員 次に、道における今後の対応等についてです。

昨年の第3回定例会及びさきの第2回定例会において、財務会計システムの見直しに向けた検討状況や、日々仕訳機能を基とする地方公会計制度の導入、データの活用についての所見を伺いましたところ、財務会計システムの見直しが、業務の効率化やデジタル化への対応、働き方改革のより一層の推進、さらには、住民サービスの向上に着実につながるよう引き続き検討を深める、財務会計システムの基本構想の策定を通じ、業務の効率化や働き方改革の推進などに効果が高い機能を見極め、システムの見直しが住民サービスの向上につながるよう引き続き取組を進めるといった答弁があったところです。

我が国の官公庁の会計は、単式簿記の予算、決算ですが、単式簿記は複数年度にわたる経費の概念がなく、結果的に適切な経費以上の無駄な経費を使ってしまいがち、そういうシステムであるというふうに私は考えております。

このため、私は、複式簿記による予算、決算を導入すべきと考えておりまして、現行法令に基づく単式予算の編成におきまして、個々の事業内容の検討に当たっては複式簿記の視点を積極的に活用すべきと考えます。

総務省において、現在、研究会を立ち上げて様々な検討が進んでいると承知しておりますが、最後に、道における地方公会計制度に関わる今後の対応について伺います。

○清水拓也委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 地方公会計制度についてでございますが、総務省におきましては、令和4年8月から地方公会計のあり方に関する研究会を立ち上げ、今後の活用に向けた議論が開始されたところでございます。

この研究会の本年3月の中間取りまとめにおきましては、日々仕訳の導入を含む、早期作成に向けた作業負担の軽減策などについて検討が必要とされたところをごさいますて、今後、具体的な議論が行われるものと承知しております。

道におきましては、今後とも、この研究会での議論を注視しながら、財務書類等の活用を図ってまいります。

○寺島信寿委員 複式簿記、発生主義の視点を加えることで、やはり、道民の皆様への行政運営の結果に関する説明責任の充実が図られると承知しております。また、施策内容の検証、今後のマネジメントへの活用が図られると考えておきまして、日々仕訳導入を含みました公会計制度導入を何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、未利用地の活用について伺います。

ちょっと質問が重なりますけれども、お願ひします。

まず、道所有の未利用地、低利用地が道内にどの程度あるのか、令和5年3月末時点の状況について伺います。

○清水拓也委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○白幡管理運用担当課長 道有未利用地等の状況についてであります。道有地のうち、未利用地及び低利用地は、令和5年3月末で、知事部局、教育庁及び道警を合わせて372件、敷地面積約120万平方メートルとなっているところす。

○寺島信寿委員 次に、道では、これまでも未利用地、低利用地の売却に努めてきたものと承知しておりますが、令和2年度から令和4年度までの過去3年間の売却実績及び貸付実績がどのようになっているのか、伺います。

○白幡管理運用担当課長 売却処分等の実績についてであります。道では、これまでも、財政健全化に向けた歳入確保の取組として、未利用地の売却促進に取り組んでいるところであり、直近3か年度の売却実績は、令和2年度は50件で約7億円、3年度は44件で約9億円、4年度は41件で約8億円の売却収入となっております。

また、直近3か年度の貸付実績は、令和2年度は約5億円、3年度は約4億円、4年度は約5億円となっております。

○寺島信寿委員 次に、道有未利用地等の有効活用に向けて、今後どのように取組を進めていく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 今後の取組についてでございますが、道では、北海道ファシリティマネジメント推進方針などに基つき、未利用地につきましては、道のホームページやSNSなどでの情報発信のほか、宅地建物取引業協会など不動産関係団体への情報提供などにより、民間への売却や貸付けによる有効活用の促進に努めているところでございます。

道といたしましては、道有財産の利活用に当たり、未利用財産の維持管理経費や解体費などのトータルコストや市場性といった観点に留意するとともに、今後とも、市町村に対する取得希望

【第1分科会 11月14日 第5号】

調査等を通じた地域ニーズの丁寧な把握や、売却予定物件等の効果的な情報発信に努め、道民の皆様の貴重な財産の活用を促進してまいります。

○寺島信寿委員 未利用地の活用について伺ってまいりましたが、道有財産には、総務部で把握している未利用地、低利用地のほかに、建設部、水産林務部などをはじめ、各部において管理している事業用財産もあるというふうに承知しております。

その中には、既に活用の見込みのないものもあると考えますけれども、こういった事業用財産をまとめて洗い出して、例えば、道有財産全体の利活用計画を策定するなど、最大限有効活用が図られるよう今後検討していく必要があると考えますので、この点を指摘して、質問を終わります。

○清水拓也委員長 寺島委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に対する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水拓也委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○清水拓也委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月27日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日ここに一切の審査を終了することができました。

この間、小泉副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます次第であります。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時45分閉会